

第四章 藩政時代の久万

一 概 要

1 戦国の久万山

久万は、浮穴郡荏原郷久万の庄の東明神の里、菅生の里などと呼ばれていた。戦国のころ久万の庄には、小田方面に土居・安持・日野・林の四家があり、現在の久万郷には船草・明神・山之内・政岡・平岡・森・立林・菅・梅木・山下の一〇家その他河野家の給人や浪人を合わせて一八家があった。これは久万山の一八家といわれて合計一万石の知行であった。一八家が現久万町内のどこの地を知行していたかは明らかでない。当時の慣習として、これら一八家はそれぞれの知行地で独裁者として土地はもちろん住民から草木にいたるまで支配し、住民の私生活から生産物などのあらゆることがらについて指図することを常としていたにちがいない。住民もまた自分たちの主領と仰ぎ、親しみを持ってその指図を一命を捨ててするようなことがあっても甘んじて受けていた。それは義務感というようなものではなく当然のことと考えていたのであろう。

当時、久万山に出雲入道という者がいて、土佐の一条家に通じ、久万山を一条家のものにせんものとしていろいろと策動した。これがために一八家も常に紛争がたえず、住民は常に難儀をしていた。そこで一八家が協力して話し合い、相談の結果「河野家の頭領河野殿若年にして、一家は申すに及ばず家中の者さえ乱りに罷なり納り兼ねると申す事にて頼り

無き事である。然れば大将として頼るべき人は宇津の大野殿なり。家柄と云い人物と申せ申し分なき大将。」と決まり、大野直家その意を受け、久万に来て明神に大除城を築いてはいる、一八家も大野家の家人となった。

しかし、大野直家も、伊予の総大将である河野家より知行所をもらい、その知行地の内からまた家臣に分かち与えている状態であったので、現久万町内が大野家の直轄であったか、またはその臣下のだれがどの土地を知行していたかもわからない。その後約五〇年間この状態が続いたが豊臣秀吉の四国征伐にあつて河野家が竹原に亡命するに及び、大野家の直昌及びその主な家臣も同行した。

織田信長によって一応天下統一の機運が生まれ、続いて豊臣秀吉が天下を統一するにしたがい、世の中は戦国から脱皮し、平和のきざしが見えはじめてきた。

秀吉が天下統一すると、次々に施策がうち立てられた。

天正一六年（一五八八）に刀狩りが行われ、戦争を専門とする武士と、平和産業に従事する農民、町民等に分けられた。天正一七年には全国の検地を実施して、それまで各所各様であった田畑の反別を統一し、竿入れを行い、六尺三寸方をもって一步とし、三〇歩を一畝、一〇畝を一反、一〇反を一町とした。

また、天正一九年には全国戸口調査をして土・農・工・商の身分法を定めた結果、それらの諸施策が全国に及ぶにしたがつて、農民も安定した生活ができるようになった。

久万の農民もほぼ同じであったが、大野山城守直昌が主に従つて竹原

へ亡命し、出城、とりで、屋方等の城主やその家臣たちも敗軍の常として仕官のすべもなく、刀狩りや身分法によって当然武器を捨てて帰農するのやむなきにいたつたのである。

以上のような豊臣秀吉による一連の施策や制度は、当伊予国にあつては中心地の大阪に比較的近距离であり、しかも、福島、加藤等の豊臣譜代の大名によって治められていたので、直ちに実施されたことに間違いないと思われる。

「久万山手鑑」によると「天正一五丁亥年天下御一同の御竿入当国は浅野弾正殿御改の由夫より七年後文禄三年（一五九四）甲午年民部少殿御竿入れ」とあるところから見ると、一度にでき上がったのでなく長年かかっていることがわかる。

2 村役人

戸口調査の翌年には庄屋の制度ができ、これまでの名主制度が廃止されて、各村ごとにその長となるものを庄屋といい、村の政治はこの庄屋によってなされることとなった。「久万山手鑑」によると、検地や庄屋の任命も大体に同じ時期に行われたことがわかる。

庄屋として、その土地の住民の中から家柄や政治手腕等に優れた者を選任した。したがってなんらかの由緒を持っている者がなつた例が多く、もちろん相当の財力すなわち高持ちでなければならなかつた。後では功績によって苗字や帯刀を許された。

入野村庄屋は、戦国末期大野山城守直昌の番城の一つで越木甫氣城主、山之内肥後守光宜の子孫、東明神の庄屋は、船山城主船草出羽守仲重の子孫、西明神の庄屋は、天神森城主梅木但馬守の後裔であるなど、各村

ともそれぞれ当然なるべき人々が庄屋に任命されている。

父二峰村にある古文書によると、文政元年（一八一八）七月一七日に「村方庄屋『宮田祐蔵』殿へ御城下より御手配成り太刀御免と相成り、併せて露峰村『向居三郎』殿へも太刀御免、父ノ川村庄屋へは苗字御免『大野嘉平次』と相改申候」とあり、二名、露峰の庄屋はその時以前に苗字が御免になっており、続いて帯刀が御免となり、父野川庄屋は新しく苗字が許されたことが窺える。

寛文一〇年（一七九〇）に「梅木源兵衛、大庄屋役御仰付、御扶持として三人扶持被下」となっている。

庄屋の職務を子、孫と世襲するのが慣例で、嫡子のない庄屋の家では早くから養子を迎えて嫡子として藩へ届け出ておき、成人するに及んでその職を継がせている。

西明神村の庄屋で久万山の小天狗といわれた梅木源兵衛は、直瀬村の名門小倉丹後守の後裔庄屋の家より養子として迎えられて、後に西明神村の最後の庄屋となつたし、畑野川村庄屋土居勘右衛門も大川の庄屋、土居家より来た人である。

庄屋の最も大切な任務は年貢米の取り立てで、代官と農民との間に立ってずいぶん苦勞も多かつたが、そのかわり狭いながらも独裁者であつたから住民を呼び捨てにすることぐらいは茶飯事であつた。時には住民の反感を買って騒動を起こしたりもした。また、反面には農民の代表となつて水利権あらそいにまぎこまれたり、直訴嘆願の主謀者となつて農民を塗炭の苦しみより救つた例など数多く聞かされている。

庄屋の下に組頭、作見、筆方、小走等の村役がいて、その給料は藩庁

よりそれぞれ給米として支給されていた。久万山では、村中で一番石高の多かった東明神の例を見ると次のようになっていいる。

東明神村

庄屋

新右衛門

高 五百拾五石八斗三升

一、八拾老町貳反貳畝

田 畑

内

高 四百三拾三石

五拾五町八畝

田 方

高 八拾貳石八斗三升

貳拾六町老反四畝

畑 方

一、拾五俵

庄屋給米

一、八俵

小走二人給米

一、五俵

使番給米

一、貳俵八升九合

三坂文書給米但シ三坂より窪野村迄

一、三斗

斗差三人給米

村によってその給米も違っていて、小さい村の例を上げると次のとおりである。

野尻村

庄屋

次郎左衛門

高 百六拾七石

一、貳拾九町老反

田 畑

内

高 百拾七石五斗

拾三町五反五畝

田 方

第四章 藩政時代の久万

高 四拾九石五斗

拾五町五反五畝

畑 方

一、五俵

庄屋給米

一、三俵

小走給米

一、一斗五升

斗差給米

一、貳俵一斗

御茶屋使番給米

このように、その村によって給米の多少もあり、また「倉番給米」などのある村もあって、それぞれの村の状態が異なっていたのを見ることが出来る。

しかしながら、村の役人は給米のほかには自家にあっては村中の資産家であり、当時の言葉でいうと相当の高持ちであった。

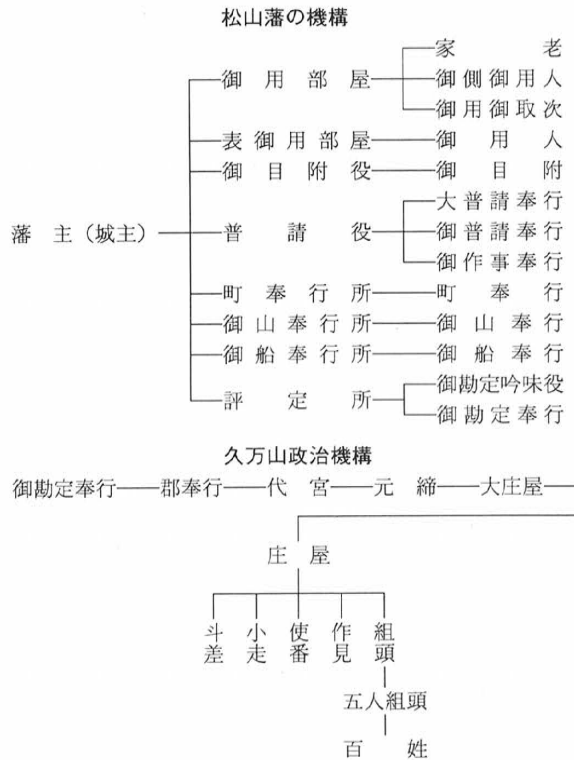
徳川の末期における庄屋は、農民の一員であると同時に村の長であった。身分法によってみてもはっきりと農民であったことがわかるが、庄屋制度ができた当初は、まだまだ武士としての性格をそなえていた。それは慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原の戦いなどに出征した記録もあり、また幕末にも石高に応じた召集、たとえば三〇〇石に対し一〇人とか三人とかを藩庁の命によって召集し、久万山でひとりの庄屋がその頭となって出征したこともわかる。

さきののべたように村の役人の給米は藩庁より受けたが、その反面費用も相当必要とした。村内の神社・仏閣・橋梁の改復、修から人家・道・水路などの修理等にいたるまで指図しなければならず、かなりの経費もかかったことが窺える。これらの費用はもちろん村内より徴集したのであるが、この割り出しはあくまでも藩へ納める石高に応じてなし、一石について三升とか五升とか、その年の入用分だけを割り当てて賦課

したものである。年末に庄家の家に集まり、村役人より経費の明細を読みかされて異議なく決定するという状態であった。この会合に出席できるものは、納税をする農家、すなわち、高持ち、百姓に限られていて、納税の石数の多いものからその位も上であり、「拾石の百姓儀衛門」「七石三斗の百姓喜八」とか言った呼び方をしていた。多少でも納税し得る者を「本門百姓」と言い、その他の者を「無縁家族」とか「水呑み百姓」とか言っていた。これらの人々は全然発言権もなく、明治、大正はもちろんのこと、昭和の今日にいたっても、貧乏な農家を「水呑み百姓」と言ってその当時の言葉がそのまま残っている。

村の政治のほかに数か村の庄屋が集まってひとりの大庄屋をおいたが、久万では東明神村・西明神村・入野村・久万町村・菅生村・野尻村・上下畑野川村でひとり、直瀬村は北番の村々といわれて、柚野村や大味川村など川下の村々とともに一つの集団でひとりの大庄屋、また、父二峰では二名・父野川・露峰・馬酔木谷の四村にひとりいたので、都合現久万町には三人の大庄屋がいたことになる。したがって大庄屋役所が三軒あり、各村の庄屋は役所に出仕してその内から経験や手腕等によって「改庄屋」ひとりを取り、他の庄屋は「大割方」、「筆用方」、「月番」等それぞれ担当を定めて義務を受け持ち、代官と村との中間的な役割を果たしていた。

藩よりの通達やおふれは郡奉行所より代官を経て伝えられた。久万では久万山の代官代理「元締」に伝えられ「元締」より大庄屋へ、更に庄屋へ伝達され、庄屋は村役人を通じ「高札」や口頭によって言い聞かせた。



松山藩（久松藩）の久万山の役人付を見ると、代官一、元締一、手代四、大庄屋二、改庄屋一―二となっている。もちろん、父二峰・馬酔木谷は含まれていない。代官は久万に常任したものではなく、元締が常任しその下役に四人の手代がいたもので、大庄屋の政務をとる場所とは違った場所にあった模様である。

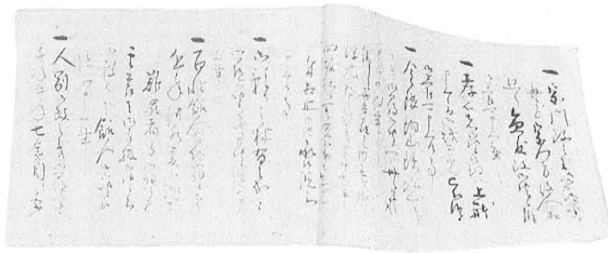
支配者の農民観はまことに苛酷なもので、「百姓は死なぬように、生きぬように合点いたし収納申しつくるよう」とか「百姓とごまの油はしほればしほるほど出る」とか言った言葉が残っているほどであった。さらに本多佐渡守正信が、徳川二代將軍秀忠の問いに答えて「百姓は天下

の根本なり、これを治むるに法あり、先づ一人一人の田地の境目をよく立て、さて一年の入用作物をつもらせ、その余りを年貢に収むべし、百姓の財は余らぬように不足なきように治むること道なり」といっている。

3 年 貢

ア 地 組

藩政時代は特別の場合があったにせよ、ほとんどの耕地は藩主のもので、農民は領地の一部分を預かって耕作していたにすぎない。耕地一筆の出来高見積もりが定まっている関係で、各自の作地より他人の作地がよく見え、中には不平不満を持つ者もあった。また、重税のために



西明神村田畑水帳

ほとんどの者は収穫米の全部を納めてもまだ年貢が不足して、庄屋や代官などよりやかましく取り立て請求をされたりもした。実際には農家に余裕米のあるはずはなかつても他人はよく見えるもので、余裕米があるように思い庄屋以下の村役もこれらの裁きには困りきつた模様であった。そのためときどきは耕作地の交換を行って農家の気持ちをやわらげ、納税（年貢米）意欲の高揚をはかったりもした。これも現在行われている交換分合と同じで、いざ交換となると自分の耕地に愛着をおぼえ、一家でも主人が交換を希望しても家内の反対があったり、一

戸一戸の上に五人組というのがあって、何事についても共同の責任の制度があったりして計画はしても実施は至難であった。しかし、西明神村では享保九年（一七二四）に行われ、その後、天保一三年（一八四二）春から計画を実行しはじめて翌々年の春作より実質的に換地が実現し、庄屋以下百姓全員の「受書」を取って完了した例もある。

この天保一三年三月は、久万山始まって以来の大出来事であった年で、藩主勝善が三月二五日に松山を発駕して岩屋寺へ参詣し、二八日に帰城した。二七日の岩屋寺の参詣は享保の廻領以来実に一三〇年来の出来事であったため、ずいぶんさわがれたものと思われる。また、七月七日には土佐（高知県）の農民三〇〇人余りの者が久万へ逃散して来たので、松山藩、土佐藩、両方から三〇〇人以上もの役人が登山（出張）して来た。同月二七日出張の面々が引き払うまでの二〇日間は庄屋、組頭等の村役はもちろん、農家もともに公用に引き立てられ、農事どころのさわぎではなかつた。

それでも地組は春から計画でもあり、農家、組頭等から矢継ぎ早の請求もあって、庄屋は組頭三名、五人頭一三名の村役を集め、図面によって組換えをした。個人の今までの耕作面積とあまり変わらぬように、また、石高にも大変わりがないようにすることがもちろん必要であった。その上に共同責任である五人組にも石高、耕作面積ともに変動が少なくしかも、耕作地の位置、すなわち通作にも心を配らねばならなかつた。このように天保一三年春から始められた換地作業は、春から秋の初めにかけては前述のような久万山一〇〇年来の事件があり、そうこうしているうちに秋になって、村役は作柄の調査、年貢高の割り付けに、農家は

収穫、調整やら年貢の上納等のため一四年の一月いっぱいを要し、一月の末ごろから村役が集まって協議し、再三図面上の換地を行いやっと一月に完了した。農家全員の納得了解が得られたので、一件書類を作成し、大庄屋から元締、代官を経て藩主に提出し、翌一五年よりこの換地による耕作が認められた。

換地が認められたので、新しい水帳を作成することになった。この作成にも相当の月日を要したが、天保一五年三月に田方、畑方ともに完了した。この帳簿とともに図面も作成し、明治の新しい制度ができるまで、西明神村の基本台帳となった。災害等による多少の訂正は見られるが、現在も残っていて貴重な資料となっている。

イ 田畑水帳

地組によって確定した田畑を記録する帳簿を水帳という。これはその村の基本台帳となり、年貢はもちろん村の経費から久万山経費、人夫割り、神社割り、寺割り等あらゆる割り付けの基本となった。

嘉永七年（一八五四）、米艦が神奈川沖に來泊した時、松山藩は武州不入斗村から大井村辺の防禦を命ぜられ、総勢六〇〇人が出動した。この時にも人夫を一〇〇石に付きひとりの割で招集した。西明神村は石高三〇〇石で三人というように久万山では七二名が割り当てられている。このように何事につけても水帳によってなされたことがうかがえる。

さて、この水帳は各村でそれぞれ違っていると思われるが、現在残っている西明神村のものは、タテ三五疋、横二三疋、厚さ七疋の丈夫な和紙で筆書きをもってきている。田方、畑方の二部からなり「田方水帳」は一〇九〇筆からなり、一筆ごとに等級、面積、石高、地名、

耕作者名が記され「畑方水帳」は六一一筆からなり、米に換算した石高が記入されている。その他の事項については同じである。その一部分を記してみると。

「浮穴郡久万山西明神村田方水帳」

五反地下	又江門作	東井手四尺段
十三代	一、三畝	高 三斗九升
同所上同人作	四ツ	西東井手四尺段
十一代	一、五畝貳拾八歩	高 六斗五升三合
乙井手西	作市作	北三尺井手四尺段
十一代	一、壹畝三歩	高 一斗二升壹合
同所	同人作	北三尺井手、四尺段
六代半	一、壹畝五歩	高 七升六合
下宮田	茂江門作	東井手、段の上
十二代半	一、貳畝三歩	高 貳斗六升三合
窪田、茂江門作		西三尺井手、三尺段
十一代半	一、壹反拾壹歩	高 壹石壹斗九升貳合
畑方水帳		貳百九拾七番
同所	孫右衛門作	
貳斗八升代	一、三畝拾貳歩	高 九升五合
かじや段上	伊助作	五百七十番
七升代	一、貳畝拾歩	高 壹升六合
同所道之下	伊助作	五百七十一番
八升代	一、九歩	高 二合
同所上		五百七十二番
貳斗三升代	一、壹畝壹歩	高 貳升四合
		五百七十三番

「十三代」とは一反に付一石三斗という意味であり、したがって、三畝だから三斗九升の勘定となり、畑方は米に換算しているので安くくなっている。末尾には久万山の改庄屋、庄屋の認印や、郡役人、代官等のそれぞれの認書があり、最後に西明神(地元)の庄屋、組頭等の村役の覚認書が書かれている。

この水帳を見ると、又衛門、作市、茂衛門の三人が耕作しているが、仮にこの六筆を同一人が作っているものとすれば、合計二反三畝二〇歩で、石高二石六斗九升五合となる。一般に農家の身分を表わす方法として、「石高二石六斗九升五合の百姓」と呼ばれ、この石高の多いものが農家同士でも身分が高く、村の集まりでも上座に着く定めであった。そこで、次に石高と米の作高の関係がどのようになっていたのかを調べてみると、農林省統計事務所の発表による明治初年の米作収量は次のとおりである。

明治中期の米収穫高

年号	収穫高	反当数量	反当増率	収穫高比	人口
明治〇〜五年	二九,九四九千石	一石一斗七升五合	100%	100%	三,七〇〇千人
明治六〜三年	三三,六七四千石	一石三斗八升九合	109%	113.2%	三,九〇七千人
明治三〜五年	三六,六六千石	一石四斗三升〇	110.6%	116.6%	四,一〇九千人

これは、全国平均であって、明治一〇年から一五年の五年間平均の出來高が反当一石一斗七升五合となっているから、これをそのまま西明神村の水帳に当てはめると、「一代半」余りの田になる。この表の増収率から逆算しても、明治より四〇年前、つまり、天保時代の反当収量は自然推定され、石高とは収穫目標高であったことが了解できる。また、こ

前期七年(寛文七年(一六六七)―延宝元年(一六七三))
後期二九年(元禄一〇年(一六九七)―享保一〇年(一七三三))
定免平均租率表

村名	前期七年	後期二九年	村名	前期七年	後期二九年
久谷村	七・八	八・二	東川村	四・五	五・一
窪野村	一三・〇	一三・九	七鳥村	五・二	四・七
東明神村	七・二	八・五	大川村	六・六	五・八
西明神村	七・六	八・五	有枝村	五・〇	四・九
入野村	五・二	五・三	仕出村	四・四	四・三
久万町村	八・一	九・〇	黒藤川村	六・八	七・二
菅生村	七・九	八・四	久生村	六・五	六・九
野尻村	六・二	七・〇	西谷村	五・五	四・四
下畑野川村	八・一	六・九	柳井川村	六・二	七・一
上畑野川村	八・一	八・七	沢渡村	四・三	四・四
直瀬村	五・五	七・〇	日浦村	〇・五	五・四
柚野村	四・九	五・一	中黒岩村	五・五	五・三
大味川村	四・〇	五・一	上黒岩村	五・五	四・〇
			平均	六・二	六・六

の水帳が松山一五万石の石高帳に合致していることからみて、石高は領主の知行高、農家から言うところ、草高であって、この石高全額を領主が取ってしまうと、領民のとする部分がなくなってしまうことになる。「六公四民」とか「五公五民」とかいう言葉が残っているが、それは、その年の税率をいっただけのものである。また伊予には「七ツ免」という有名な年貢高の言葉が残っているが、実際には窪野村のように石高より多い税額が定められている例もあり、その言葉のとおりではなかったことが窺える。

年々の税率を定める方法には二つの方法があった。一つは検見(毛見)といいて、その作柄を検見した上で税率を定めてその村へ通達する方法

寛保（一七四三）年代久万山手鏡による西明神村税高

一、未寛文七年（一六六七）	七ツ六分	未歳より丑歳迄御定免（七ツ五分）	七ツ三分
一、寅延宝二年（一六七四）	六ツ六分	一、卯	六ツ八分
一、辰	六ツ三分	一、巳	七ツ三分
一、午	七ツ三分	一、未	七ツ三分
一、申	七ツ四分	一、酉	七ツ三分
一、戌天和二年（一六八二）	七ツ三分	一、亥	七ツ四分
一、子	七ツ六分	一、丑貞享二年（一六八五）	八ツ七分
一、寅	八ツ三分	一、卯	八ツ三分
一、辰	八ツ三分	一、巳元禄二年（一六八九）	八ツ四分
一、午	八ツ五分	一、未	八ツ五分
歳ヨリ（元禄六年）丑歳迄（享保六年）	二九年御常免（八ツ五分）		
一、申享保一三年（一七二八）	八ツ五分	一、酉	八ツ六分
一、午元文三年（一七三八）	八ツ八分	一、未	八ツ八分
一、申	八ツ八分	一、酉	八ツ八分
一、戌	八ツ八分	一、亥寛保三年（一七四三）	八ツ八分

で、もう一つは、村方の庄屋・組頭・作改等の村役によって作見を行って出来高の見積もりを立て、農家と相談の上、前年同様に引き受けを決定し、代官の承認を得て納める「常免」の方法であった。

村方で常免を希望しても藩の都合等で「検見」を行い、多額の徴集をした例もある。また、村では災害などによる凶作のため、「検見」を希望して藩の役人が派遣され検見が行われて、実際には農家の思惑とか凶作による減収よりも、はるかに多い税率が決定された。その上に役人の派遣による経費が減税額より多いものなる場合があり、事実上は重税になる結果が多く、そのため久万山では常免が案外に多く採用されていた。前記「西明神田方水帳」の石高と税率とを比較してみると、作付面積二



人別・反別帳

反三畝二〇歩で、石高二石六斗九升五合になり、後期常免率で試算すると、八割五分の定免で二石二斗九升七合五勺となる。年貢には一俵に四斗四升入れるとされていたために、一割を加算すると、二斗三升足らずになる。したがって二石五斗一升九合八勺余りが藩の倉庫に納入されることになる。その上に久万山としての経費や村の経費が最低の見積もりで、石当たり五升は必要であるので、この分が一斗三升四合五勺余りとなり、藩の年貢、久万山分、西明神村分を全部加えたと、年貢高は二石六斗五升余りとなって、農家の取り高は差引き四升二合ばかりとなる。その上に屋敷、畑、藪等の年貢を納めると、収穫高より年貢が多くなってしまうのである。そこで収穫物（米）を全部と、大豆は特に米に換えて納めることができたので、この大豆を納めてやつと完納できた状態であった。

無理をしても年貢を納めている者は石持ち農家で、村の「本門百姓」といって農家では身分のよい者とされ、庄屋の家における村総会等にも出席して意見を述べることができた。しかし、農家であっても二男、三男で親の田を作っている者や、移住者で他人の名義のものを小作していたりするものは、「無縁家族」とか、「水呑み百姓」と言って、村では一人前に認めてもらえ

なかった。昭和二十年代まで、水呑み百姓ということばは生きていた。

4 御 廻 領

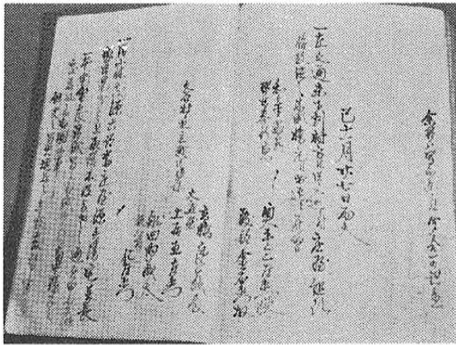
ア 藩主の久万山廻領記

藩主として自領内を巡視し、つづさに領内のことを見聞することは治政の上においても最も大切なことである。しかし、参勤交代の制度やその他中央の政治にも参与する必要もあり、幕府のいろいろな用掛等の仰せ付けなどもあって巡視は実際には困難であった。松山藩主も半分は江戸詰めの上、その往復には、四〇日から二か月も要し、旅行の準備等に要する日数や旅疲れの休養等を加えると、松山城内において直接藩政をみる期間は、ほんのわずかであった。

久万山では、松山藩第一回の廻領は貞享元年（一六八四）に行われたがその前後の藩主の行動は次のとおりである。



領主が領地内を見廻ったときの役付帳



御廻領下検分記

- | | |
|--|---|
| 一、天和三年（一六八三）六月一三日御暇 | 一、天和三年（一六八三）七月一日江戸発駕 |
| 一、天和三年（一六八三）七月二六日松山城着 | 一、天和三年（一六八三）十一月一日祖母養仙院死去 |
| 一、貞享元年（一六八四）三月七日「諸大名領地朱印御改且御感状御墨附等家来に至る迄處持の分可差出旨被仰出」 | 一、貞享元年（一六八四）二月二一日 廻領 |
| 一、貞享元年（一六八四）二月二九日 | 二月二九日 豊後国在住の伯父 <small>おじ</small> 息女病氣にて 家臣をつかわす |
| 一、" " " 三月二〇日 | 三月二〇日 江戸発駕 |
| 一、" " " 五月五日 | 五月五日 松山発 |
| 一、" " " 六月六日 | 六月六日 着府 |
| 一、貞享二年（一六八五）八月廿六日 | 八月廿六日 江戸発駕 |
| 一、" " " 九月一六日 | 九月一六日 松山着城 |
- このように前年七月二六日に松山城に帰り、翌年五月五日には早くも松山をたつて江戸に向かつていて、一年の在藩期間も参勤交代の休養や出発準備に費しているから、実際におちついて藩政を見る暇はごく少なく、したがって、藩内廻領、特に久万山のような遠隔の地の巡視は至難のことであったと思われる。それでも久松家松山藩政の始まる寛永一二年（一六三五）から慶応四年（一八六八）まで二三三年の間に前後三回の記録がある。貞享元年二月二一日から二九日までの廻領の節、久万山へも来た。

二月二一日 卯刻（午前六時）為御廻領御出駕

二月二九日 酉刻前（午後六時）御帰館

とある。その順路、日程等は知るよしもないが、畑野川の庄屋の古文書や松山叢談等によると、二月二六日に、畑野川の庄屋三郎左衛門が古い帳付等を取り出していろいろと古事を申し述べ、藩主はたいへんに興味を持って下問したということが残っている。その功により「向後大巾着御免」等の記録からみると、二六日畑野川村を巡視したことがうかがえる。

その三八年後の享保七年三月二七日から四月七日にも、松山藩久松家第五代藩主定英によって廻領が行われ、そのうち久万山は二七日、二八日、二九日と二泊三日で巡視している。その日程は次のとおりである。

享保七寅年（一七三二）三月二七日

御 昼 休	久谷村庄屋	弥 七 宅
御 小 休	東明神村	庄 屋 孫 六 宅
御 泊	西明神村	庄 屋 次郎三衛門 宅
御 泊	久万町村	庄 屋 次郎三衛門 宅

同 二八日

御 小 休		大 宝 寺
御 堂 越		畑 野 川 村
御 小 休	直瀬村 引立	御 仮 家
御 昼 休	七鳥村	岩 屋 寺

竹 谷 通

御 小 休	直瀬村 引立	御 仮 家
御 堂 越		畑 野 川 村
御 泊	菅生村	庄 屋 善左衛門 宅

同 二九日

御 小 休	千本越	畑野川村	庄屋 喜三右衛門 宅
-------	-----	------	------------

御 小 休 同 村 遅 越 御 仮 家

余郡ハ写不参ニ付聞合可認置

このように、久万山と言っても現在の久万町と美川村七鳥の岩屋寺のみであって、米産地のみを巡視したことがわかる。なお、廻領終了後各村の庄屋に対してはそれぞれ論功が行われ、畑野川の古記録によると、「享保七年壬寅大主公就而御廻領賜褒賞米」とあって、藩主に付き添って廻領をしたので褒賞として米を賜っている。

続いて安政五年（一八五八）春、廻領が行われたが、その前年一月、奉行の下検分がなされている。当時の西明神村庄屋の手記を記して参考にするのと次のとおりである。

安政五戊午春 御廻領之節 西明神村 記録

庄 官

源 兵 衛

一、去丁巳十一月御奉行所ヨリ左之通被仰出来春

太守様御廻領仕遊候旨御沙汰有之候

巳 十一月廿六日 快晴

一、左之通会所詰役人ヨリ廻文到来

一、御廻領御順路之義享保七寅年通相究候ニ付御休泊所為検分明廿六日ヨ

リ左之通致廻村候間手當向取斗参候様

合羽籠持人足 老 人 奥 平 三左衛門

上 下 式 人

使 番 老 人

荷物持人足 老 人 渡 部 金右衛門

御用物入杖箱持人足 老 人

右去廿六日卯中刻温泉郡より宅々江差越候事

順路付略ス廿六日久谷村御止宿、廿七日三阪峠晝、東明神ヨリ指出久万町

御泊、廿八日市中宿々凡三拾軒余、菅生山御見分、岩谷寺江御移、同寺御

止宿、廿九日畑ノ川江御立越、夫ヨリ遅越通浮穴郡御移之事

一、別紙順路付之通右数人致宿仕出候事

一、郡々に而御代官先引郷筒罷出候事

一、御休泊所有之場所江手代老人郡役人も罷出候事

一、道筋村々入口江其村役人罷出居差図を受可申事

一、人足晝休泊所より継立候事

巳 十一月廿七日 雨 天

一、左之通未下刻村方江御入込ニ付庄屋、組頭、作改、法々之木瀬橋元江出

迎ニ罷出る

和氣温泉郡

奥 平 三左衛門 様

御 奉 行

渡 部 金右衛門 殿

高 橋 良 藏 殿

大 庄 屋

久谷村迄立越

土 居 五左衛門 殿

御 付 添

船 田 内藏太 殿

仮 郷 筒

仁左衛門

一、御小休處源六泊当庄屋源兵衛宅併長家御見分之上取繕不及旨左之通被申

聞候

第四章 藩政時代の久万

一、本宅座敷御成間と相成候に付南中障子之処屏風に而相圍候事

但次之間火燧多々み老枚敷替候事

附リ

北押込唐紙大痛ニ付屏風立候事

一、長家座敷狭宅ニ付居間と致居候処釣棚簞笥等取除御家老中御休足と致候

様

壁等大痛ニ候得共取繕御沙汰無之事

一、座敷東向下雪隠相見不申様垣致候事

十一月廿八日 雨

一、久万町村宿々之御見分之節雨天ニ付郡役人、村庄屋共下駄ニ而御付添申

候事

左之通高橋良藏殿江取聞願候様掛合

一、村方御小休所孫六と御座候処郡方大手鑑に左之通相見居候ニ付源六と

出居候義には無之哉之旨

一、左之通会所詰より御沙汰之旨申来候に付差出す

一、西明神村庄屋宅図割名付之事

但長屋勝手向共

一、本宅家先代壳拂式間半に十間之辰巳向門長屋有之当代源兵衛漸建継にて

居住し所御小休之義に付相濟

イ 巡 見 使

戦国以前は、太政官が地方の実情を調査するために巡見使なるものをよく派遣していたが、徳川の時世になってからは地方政治を監察する意味で隠密を送りこんでいた。松山藩においても自領内、特に浮穴郡のよ
うな僻地にはときどき巡見使を派遣して実態の調査を行った。寛政元年
(一七八九)西四月に巡見が行われた。当時の浮穴郡は約一〇〇村の内四

○村余りが大洲領であり、松山藩に属する浮穴郡は荏原・窪野・両村を含めた四〇余村が久万山で、その他の二〇村ほどが里分と称されていた。巡見が行われた時案内役であった荏原村の庄屋の記録が残っているので当時の情勢を知ることができる。

寛政元年（一七八九）西四月

巡見使案内袂帳

一、池数 六七 里分 二六 久万山 〆 九拾参

御定法、定法外村池共

一、寺数 二二 里分 二九寺 久万山 〆 五拾壹ヶ寺

一、宮数 七六社 里分 一六社 社号袂付

一、宮数 一〇七社 久万山 〆 一六社 社号袂付

一、宮数 一〇七社 久万山 〆 一六社 社号袂付

一、宮数 一〇七社 久万山 〆 一六社 社号袂付

一、宮数 一〇七社 久万山 〆 一六社 社号袂付

一、宮数 一〇七社 久万山 〆 一六社 社号袂付

一、宮数 一〇七社 久万山 〆 一六社 社号袂付

一、宮数 一〇七社 久万山 〆 一六社 社号袂付

一、宮数 一〇七社 久万山 〆 一六社 社号袂付

一、宮数 一〇七社 久万山 〆 一六社 社号袂付

一、宮数 一〇七社 久万山 〆 一六社 社号袂付

一、宮数 一〇七社 久万山 〆 一六社 社号袂付

一、宮数 一〇七社 久万山 〆 一六社 社号袂付

一、宮数 一〇七社 久万山 〆 一六社 社号袂付

一、宮数 一〇七社 久万山 〆 一六社 社号袂付

一、宮数 一〇七社 久万山 〆 一六社 社号袂付

一、宮数 一〇七社 久万山 〆 一六社 社号袂付

一、宮数 一〇七社 久万山 〆 一六社 社号袂付

一、宮数 一〇七社 久万山 〆 一六社 社号袂付

一、宮数 一〇七社 久万山 〆 一六社 社号袂付

一、宮数 一〇七社 久万山 〆 一六社 社号袂付



三坂峠にある「へんろ道」の立石

二 四国遍路と久万山道

久万町菅生に菅生山大宝寺があり四国八八か所の第四四番の札所となっており、美川村竹谷には四国八八か所第四五番の札所、海岸山岩屋

一九〇挺 威筒
二一六挺 獺師筒

一、御高札 四五二挺
一七枚

一二枚 切支丹御札 一枚 伴天連御札
一枚 忠孝御札 一枚 捨馬御札
一枚 毒薬御札 一枚 強訴禁制御札

寺がある。春の彼岸前後には、七か所参りや四国八八か所廻りの遍路が多く、また二二日の御大師さんの縁日には、近郷近在の善男善女の参る姿があとを絶たない。

特に縁日の岩屋さんは岩屋市とも呼ばれおびただしい参拝者があり、賑わうのである。

四国霊場八八か所というのは、徳島県の霊山寺を一番として二番薬王寺まで、高知県へ入っ

て、二四番最御崎寺から三九番延光寺まで、愛媛県では四〇番の観自在寺から六五番三角寺に至り、香川県へ入る。六六番霊辺寺から八八番大窪寺で終わるのである。

この四国霊場はいつごろから始まったものであろうか。その起源については、いろいろの説がある。特に弘法大師にまつわる伝説が多い。

真言宗の開祖である空海、弘法大師が入定の後、その弟子の真済が大師の四国を廻られた霊地を慕って順礼をしたのに始まるといい、あるいは大師の徳をたたえる信徒たちがどこかの霊場にその尊像が現われるの信じて、順礼に出るようになったともいうことである。

いつごろから始まったかははっきりしないが、平安時代の終わりころといわれ、八八か所になったのは、室町時代の中ごろであろうということである。

またこの霊場の位置が今のようにはっきりときめられたのは、江戸時代に入ってからのことであり、貞享、元禄のころには盛んに巡拝がなされたという。

巡拝者は山間僻地の霊場を巡錫することによって、自然のうちに宗教的生活を体験し、その信仰をますます固めたという。

また四国各地を巡拝することによって、交通の発達を促し、遍路道が整えられたのであろう。

「へんろ道」を通れば、迷わないで霊場へつき、その道筋には遍路宿も次第にできてきたのである。これがまた、船の旅行者にも便利をみることになり、間接には、文化の伝播に役立っただけでなく、封建制度のもとで統制されていた江戸時代の民衆にとって見聞をひろめるための最

たるものであり、農村社会においては、大きなレクリエーションにもなったことであろう。

四国八八か所のうち久万町菅生に大宝寺があり、大宝寺奥の院である岩屋寺が美川にあり、いずれも古くから有名な寺である。

古い寺なのでいろいろな人が参詣している。中でも、嵯峨大覚寺二品空性法親王の「伊予二名州御巡行略記」に菅生山大宝寺参詣のついでに記述されている。

空性法親王が寛永一五年（一六三八）秋八月に始まり、同一一月に終わる予土阿讃の四国霊場御巡行の途次、その名所旧蹟を、おつきの菅生山大宝寺権少僧正賢明に命じて執筆せしめたものをいう。

「伊予の国、高峯の雪の流れにて、無明の塵を洗わんと、この山里に来て見れば、菅生の山は影深く、光り輝く御仏は、文武の御宇のその昔、月氏国より渡り来し、吾が朝無比の慈悲不滅、体現現はす一面、此の霊験を感得しここを初めと思ひ立ち、二名の州を巡り行く、高祖大師の跡を踏み、名山霊地を礼拝し、電光朝露の身の上に、作りし罪の数々も、慚愧懺悔の一念に、亡びやせむと立出でて、つまぐる珠数の玉鉦の、道の辺りの古岩窟、松吹く風や鐘の音も、余所に勝れて真如の、月芽を渡る七鳥の、岩屋寺こそはわが大師、修練を凝し給う時、山の朝霧海に以て松吹く国と詠じつつ、海岩山と号けたる。岩の姿や石組は、世にも妙なる形勢こそ、人間界とも思ほへず、敵襲除の城の趾、おちこち見坂にいこひして、左に高き味の峯、右に見降す二葉山、翠したたる日の光、城の辺りや海原を、遥に見れば瑠璃の玉、並べ重なる浪の上に、沖津島山泊り浦、門島神に曳く注連の、由良れて清し渚漕く、海士の小舟もいにしへは、平致の命の母君を、乗せ送ります所とて、母居島と呼ぶ人々の、声は駿河にあらねども、伊予いまここに小富士山、出舟入舟数々の、釣舟などを眺めしが、盧山は烟雨浙江は、潮とのみぞ聞きぬ

れど、瀟々西湖の景とても、是には如何で勝るべき。」

空性法親王というのは、誠仁親王の第二の御子で、後陽成天皇の御弟にあたられる。

御母は内大臣勸修寺晴秀の女、天正元年御誕生、早年にして大覚寺門跡准后尊信の室に入って密教を学ばれ、後大覚寺門跡となられ尊信の後を継がれた。

慶長三年（一五九八）天王寺別当に補せられ、晩年に至り退居して俗となり随菴と号せられた。

慶安三年（一六五〇）八月二十五日薨去、御年七八。

ア 近松の「嵯峨天皇甘露雨」の四国遍路

近松が正徳四年（一七一四）に出した「嵯峨天皇甘露雨」という浄瑠璃に出ている「道行」で「大炊が妻は我子の菩提、勝藤が妻は父のため、それよりも猶一筋に、夫々の此の世の願ひ」のために阿波から土佐・伊予・讃岐と順路をとって、四国遍路をした道行なのである。

「是から先は伊予簾、かかる不思議や一とせに、例譬七たびなる栗の、仏の木寺も高く、音に聞えし管生山、伊予の小富士や松山の、松の調か三味線か、乗せて一ふし浄瑠璃寺、道後の湯いり伊達染浴衣、裾に名所の正月桜、しやならしやならくく、軟らかな手でちよいと招く、誰が石手寺と名付けん、三島佐礼山国分寺、六五番は三角寺」

イ 大淀の三千風の「日本行脚文集卷五」中の四国遍路

「日本行脚文集」は元禄三年（一六九〇）刊七冊本。彼の旅行記である。

三千風の足迹の及ぶところ、全国六六州中五四国、首尾七年、行程実に三八〇〇余里という。彼はこの本の序文に、

「一足も栄耀の馬、籠にのらず、一宿かりかねし事なく、一飯にも飢えたる事なく、一病の障りなく、一言の争ひなく、万、満足の功をとり、一生の大願望の本意を遂げたり」と記している。

三千風・三坂から浄瑠璃寺・

葉坂寺・西蓮寺・浄土寺・石手寺と巡拝し、道後の温泉でつかれをはらし、附近の名所を尋ねたり、長編の「湯の記」をつくらしたりしたが、今は伝わっていないと思われる。

ウ 菅生山奥院

「菅生山の前寺を拱き、是より奥院三里の峻難、中々筆もおよびがたし。霧は咽をしめ、風は笠をしがらむ、枯木に袖をすれば、むささびに肝を消し、たをれ木にしたをひをかくれば、貉に胸をひやす。

行くさき鹿猪をふみおこし、闇洞をさぐり、なかくぼの丘にゆく。まこときこふる幽谷、是ぞ八八カ第一の奇怪、大師神変をふるひ給ふ地なれば、大かたにやはあるべき。

胎内くぐりは、五十丈ばかりの岩山はうとわれて、中その峡一尺四五寸の細峡、ひかりもなきに身をそはだて、苔髭にとりつき、五〇間ほど這出ぬれば、さらに別世界あり、又此上に白山の銅社、二二の階をのぼりしが、頂上は丈ばかりにして、下は数千丈の玉はしる底ふかし、目くるめき、我れ彼



岩屋寺

のけしきもなく、せくぐまりぬきあしに、石根ゆぶるが如くわななきくんだりぬ。

本院の窟のうちには、瀬登不動として秘仏します。又一二の階をあげり、役行者の岩屋、それよりこなたの時路より見上ぐれば、万丈の岩屏、中壇に七尺余の卒都婆堂々と立り、これ第一の奇妙、黄金色の中に梵分鮮に見へたり。

緑の縄もどきかたく松のたる木もくみあげがたし。烏の翅雲の脚ならでは、行くべき道さらになし。

老眼水気におほつかなく、今少しちかづかまほしくたちよれば、からくさ蜂の通ひ路、あをむしをおふすがりのちまたなれば、むなく雲をのみ見あげたり、しばらく感眺せしに、さながら此の世のさまにもあらず。

此菅生の峡、外には五岳の相を見せ、うちには、兜率の内院を秘し、中央阿宇宮の法帝、手索明王化縁の霊地、いづこを見ても歡喜涙恨の種ならずということなし。

またこらえかねて例の仏くさき贖を一卷書き、臥雲の龍侶、俊学法師に渡す。(記略)

笠による菅のお山をきてみれば

ぬれぬ雨さく 法の水音

かつちるや瀬登り御衣木濃櫃

巖櫃俗の得よまぬ地水火風空

工 十返舎一九の「鐘の草鞋」中の四国遍路

一九(本名重田貞一、天保二年歿、年六七)は「膝栗毛」以後も、膝栗毛まがいのものをたくさん書いた。その一つが「金の草鞋」である。

二四編の中の第一四編が「四国遍路記」になっている。

一九はこの四国遍路の緒詞に、

第四章 藩政時代の久万

「予先生予州道後の湯に赴きし時、幸に所用ありて、土佐の高知に至り、それより阿波の徳島に出て、紀州に渡りしことありしに、其時大師の霊場道路の最寄よき処は参詣して今にこれを想像せり」

と書いているから、八八か所の全部を廻ったのではなかった。だからもう一九のころにはたくさん出ていた「遍路案内記」によって、この道中記をつくったものと思う。

「夫より大洲の御城下、しも村、若宮、とやが橋、にいやの町、い木村、川のぼり村、三島明神、此先にひわた坂、大洲と松山御領分の境、夫より熊野町を過ぎて、すがう村なり。

四四番すがう山大ほう寺大かく院
文武天皇の大室二年建立、本尊一面観音、御詠歌

今の世は大悲の恵みすがう山
道には弥陀の誓いをぞ待つ

此の間凡て接待多し

是よりはたの川、此の処に荷物を預けて、いわやへ行くべし、此所へ戻るなり。

すがうにて梅干の施行ありければ

(狂) 施行とて菩提の種を蒔つるは

これ梅干のすがう山なれ

夫より住吉・薬師堂・焰魔堂を過ぎて右の方の道を行く。此所より岩屋へ一里山坂道なり。

四五番 窟寺かいがん山

此の寺巖山の姿面白く、本尊石の不動なり。

御詠歌

大衆の祈る力の実窟

石の中にも極楽ぞある。

是より畑野川へ戻り、住吉の宮より右へ往く、菅生村・西明神・東明神・峠より松山の御城、三つの浜、伊予の小富士見えて絶景なり」

久万町の交通はこの遍路道も大きい役割をしたものと思われる。所々に「へんろ道」の石が建っている。

大洲を経て、十夜が橋・新谷町・内子町・大瀬を経て、小田町の突合・中田渡・上田渡・総津落合・臼杵・下坂場峠を越えて、二名・松皮峠・久万町・菅生山・峠御堂を越えて畑野川・岩屋寺・畑野川・久万町・三坂を越えて久谷村浄瑠璃寺へ出るコース。

久万町から野尻を通り、中之村・楨谷を経て岩屋山へ行く道もある。こうした遍路道がうねうねとつづいていたのであるが、明治二五年国道開通によって、上浮穴の動脈は太くなり開発も進み、急速な進歩をしたものであろう。

才 一 里 塚

旧久万街道に里塚立岩が立っている。明神に一基、藤の棚に一基、菅生三嶋神社の裏山の中間に一基という風に五里・六里・七里と一里ごとに立てられたものである。松山札之辻から三坂を越えて、中の村・有枝・程野を経て美川村東川で終わっている。

寛保元年三月御領界、郡界並



藩政時代の旧道と六里石

びに里塚立木であったが、何か所にもあるので年々修復の必要があるため、立石を立てた。御領界立石は伊藤浅右衛門雪旦、里塚立石は祐筆水谷半蔵、郡界立石は書簡荒井又五郎が書いた。又五郎が老いて後、郡という字のたて棒が二寸長過ぎたと後悔をしたという。

- 土佐境は七鳥村 ○松山札の辻より十里余
- 大洲境黒田村 ○松山札の辻より三里
- 小松境は赤尾 ○松山札の辻より十一里
- 今治境は野間 ○松山札の辻より十一里
- 西条境は桑村 ○松山札の辻より十五里

三 久万山農民のくらし

古い時代のことはわからないが、戦国のころともなると、河野氏は明神に大除城を築いて、宇津城主大野氏を迎えてこれを守らせ、土佐長宗我部氏の侵入に備え、永禄四年（一五六二）その孫直昌のころには重信川以南の山方を守り、四一の番城を構え旗下一族郎党をもつて固めた。

この時代は、いわゆる兵農分離はしていないころであるから、平素は農業を営み、一たん一大事という時は一族郎党武器を取って、天然の要害である山城に立籠り戦いに備えたものであろう。

このころになると今の大字である小部落が順次にできて、自主的に相互に扶助しあったものであろうといわれている。山之内庄屋文書をみると当時の状況が大体わかる。

一、知行百石を一領米と申し田畑上中下坪し六町六反六畝持ち来る侍を一領米と申す。

三町三反四畝は御軍用米に御蔵入れこれあり、残り分知行に成る。之に

より一領米と申すは六町六反六畝也、古来より小田・久万・大洲・宇和我々持にて我儘に田畑持来り御軍用米不足に至り、田畑拾町の内にて三歩一の御定を以て知行の面々より御用高米御引差に付斯くの如し。

一、天正一四丙戌年河野家没取の後給人知行所を立ち除き給地を其の儘所持年貢上納相勤む。戸田殿御領地となる。同一七己丑年御領中一同庄屋御改め元給人に仰付けられ候。

一、天正一四丙戌年上家と成り（上家とは明城せしをいう）天正一六年（一五八八）より小田・久万・荏原より大洲迄戸田民部少輔殿御知行処と相成り大洲御居城、それ以前伊予国主河野殿の時、宇和・大洲・小田・久万・荏原郷を限り大野直昌旗頭に候。

天正一五年秀吉公御検地、当国は浅野長政殿御改めの由。

一、久万山庄屋には諸小物成一切之無く、公儀軍事の節は松前表払撃つべき事昔よりの法也。

一、加藤左馬助殿御領地の節は、久万は加藤御家老佃次郎兵衛殿知行処に候処、元和元乙卯年（一六一五）大坂夏御陣の節大川村庄屋殿土居三郎左衛門、日ノ浦村同船草治郎右衛門兩人佃氏に属し出勢異儀なく帰国す。

一、延宝八庚申年（一六八〇）久万山庄屋連印左ノ通り久松家御代官江歎願す。

乍恐口上

一、此の度村々庄屋地高、夫米諸小物成、御百姓並ニ仰付となされ其意を奉候。併し上家以前大野直昌旗下にて久万山中具足四八兩分の軍役相勤めし私共先祖は、具足一兩前、二兩前、三四、兩前の知行所持に御座候。

上家より戸田民部少輔殿に相渡り其の時より知行の節いづれも御雇に付き庄屋役仰せつけられ御年貢上納仕来り申候、然れども上家の前の由緒を以て、久万山庄屋ども先祖より夫米、諸小物成民部少輔殿より御免となり、其の後左馬助様御代中務様御代にも前々の通り仰せ付けられ、御書とも庄

屋持来り田地諸役仕向前に仰せ出され候う。

勝山様は只今まで久万山分は、前の通り夫米諸小物成、庄屋は仰せ付けられす候。

此の以前日野浦村御検地仰せ付けられ、庄屋地高大分に相成候後は、夫米、諸小物成右の子細を以て御赦免致しなされ候。

然らば万一の御用も御座候時は、何れも相応の働き仕るべきとまかりあり候、御了簡を以て、夫米、諸小物成先祖の通りに仰せ付け下されば有難く存じ奉り候。先祖の御名をもない難く存じ、本改めもかえりみず御患の外他なく御座候以上

延宝八年申八月

久万山庄屋 連判

内藤加兵衛 様

以上であるが延宝八年（一六八〇）に庄屋の連中による夫米、諸小物成免除の陳情書である。

これで見ると庄屋連中の戦国時代における先祖たちの功績をたたえ、その由来を述べ、そのために庄屋を百姓並みにしないで特典を与えてもらいたいといっていることがわかる。

これが江戸時代になり幕藩体制の完備とともに、土農工商の階級制度もきびしくなり、衣食の生活も原始的で素朴なものであったことであろう。

食生活をとってみても、主食はとうもろこしと麦で、米を食べるのは、盆と正月、祭のみ興の出る日一日だけであったという。

平素でさえもこうであるから一たび飢饉にでもなれば、言語に絶する苦勞があつたであろうし、はては数知れぬ餓死者も出たことであろう。

住居にしても屋根は萱ぶきで瓦ぶきはなかなか許されない。久万町の災害史を見ても火災が多く、そして大火が多い。

文政八年（一八二五）久万町残らず焼失、たびたびの火災で類焼のため願い出て瓦葺きとなるとある。

衣食住ともほとんど自給自足生活で、質素以上のくらしである。政治のことに對してもあきらめと忍従の姿がうかがえる。寛保元年（一七四一）の久万山騒動、池川、名野川の百姓の逃散にしても、よほど耐えた後の止むに止まれぬ反抗であるように思われる。こうしたくらしが江戸時代だけでも三〇〇年近くつづいたわけである。

こうしたくらしも明治以後は、徐々によくなっていたが食生活の貧しさなどは大正時代にまで及んだのである。

附 木地師の生活

木地師というのは、ろくろを使って椀や盆などを作る工人のことで、ろくろ師・焼物師ともいう。日本で最も古い手工業の一つである。

木地師にとっては全国の山々は入山勝手で、八合目以上、霞がかりと呼ばれる部分は自由に伐採してよいとされ、とち、けやきの良材を求めて山から山へと集団的な漂泊の生活をつづけてきたが、明治初年の山林所有権の確定で彼らの山わたりは終わり、最後の地に定住したものが多い。

木地師の家系には小椋姓を名乗る者が多いのは、近江国小椋郷が全国木地師発祥の地といわれ、貞観（八六〇）のはじめ文徳天皇の第一皇子小野宮惟喬親王が小椋郷に入られるろくの業を教え、随従の藤原実秀に小椋太政大臣と名乗らせたという古い言い伝えに基づいており、木地師は

小椋実秀及び小椋郷住民の子孫であるというのである。

上浮穴郡にも木地師は、面河村・久万町直瀬・美川村大川・小田町・小田深山に分布しているが、中でも「ぎじや」と呼ばれる素封家には、菊花紋に御綸旨と記した小箱に、木地師渡世の免許状や惟喬親王を祖神とする縁起類をおさめている。

さて木地師はどんなくらしをしていたのであろうか。

○木地師の技術伝承（面河村笠方字梅ヶ市・小椋亀吉からの聞き書き）

梅ヶ市で木地師だった家は昭和二七ごろには四戸であったが、明治年間までは、一〇軒以上の木地師がいて相当に盛んであった。

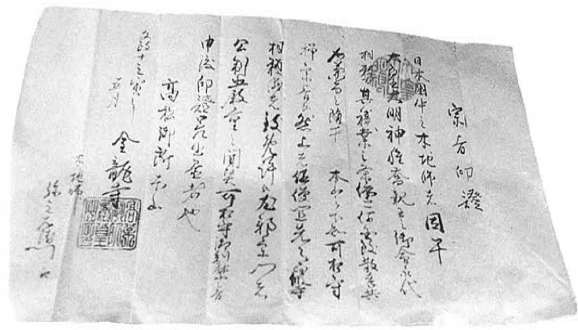
しかし漸次、陶器の出まわりに押されるようになり、一般の需要が減少しだし、あまつさえ山林のほとんどが国有林となり、これまでのように自由に資材を得ることができなくなって、遂に昭和一〇年ごろを最後に衰退の一途をたどるようになった。

それまでは越智郡の桜井漆器の木地請負いをやり、江戸時代には、大阪の木地問屋に搬出していたという。

木地の搬出は椀類ならば一〇〇枚から一二〇枚を「一丸」といって、何丸も馬につけて出した。笠方から割石峠を越えて温泉郡川内を経て松山に運送した。

いま、川内町に問屋という地名があるが、これは上浮穴郡の奥地から木炭や木材を運んで来た問屋の跡であり、昔は商家もあり、交通の要路だった。

木地づくりの仕事は家族単位の家族労働でまかなわれた。女、子供に至るまでそれぞれ仕事があり工程を分担した。



木地師渡世の免許状

木地をくるロクロは明治末年までは、スエロクロで、ロクロの回転軸に牛皮のベルトを巻きつけて左右から交互に引張り廻転させた。このべ

ルト引きが、女性の仕事だったのである。その後、現在の足踏みロクロが考案された。それはスエロクロに比して大変な技術革新でもあった。

木地材料は、もとは全国いずれの山林でも八合目以上は自由に伐採ができるという入山権が許可されていた。好む材料をずいぶんぜいたくに使った。ケヤキ・ブナ・ミズメなど

の細工しやすい木質の部分だけを選択して使用した。この材料選択の技術は木地師特有のもので、立木に斧を打ち込み、たやすく縦に裂けるような木を選んだ。

伐採方法、樹木の傾斜している側をウケというが、まずウケに斧を入れて、次はその反対のオイクチに斧を入れて倒木した。

用材はやはり斧を入れてみて、縦にさけやすい柁目の箇所を良質として取った。

これがいわゆるヨコキジ（横木地）である。ヨコキジに対してタテキジ（縦木地）があるが、この方が出来上がりは木目が美しく出てよいが、昔ながらのカンナではそれができなかったのでヨコキジだけをつくった。

しかも、亀吉翁のいうにはヨコキジがほんとうの木地屋だという。

木地屋は鋸は使わず、マサカリ一つで小割りをするので、どうしても加工しやすい柁目の材質ばかりを選ぶようになったのである。

（今でも上浮穴郡内のあちこちの山中の太木に、よく斧痕らしいものを見かけるのはこうした木地屋たちの選材の時にうちこんだ斧痕だということである）

明治以降の資材の入手は、一応届け出てから入山するようになった。その購入は個人買いと仲間買いがあった。仲間買いで共同購入した際は、その分配は山を谷々で区分し、クジを引いて配分した。もし悪い谷に当たれば、次にはよい谷をまわすなどのあんばいもした。

木地工程はまず材料の小割りだが、これは鎌型の道具で割った。これをアラグリという。次にマサカリで外形を整え、それを乾燥させておいて、いよいよカンナかけとなる。

乾燥方法は、囲炉裡の上などにサナ（つり棚）を設けて、この上にせて乾かしたりした。ほんとうは原木を自然乾燥させておくのがよかった。原木は切ってから約二〇年ばかりも放置しておき、後でヒビができたりすることのないようにしなければ一流の木地はできぬともいう。

木地屋のカンナは、ノミ式のカンナで、これは自製する。材料は鋼鉄で各人各様に、それぞれ自分の力と体格に適應したものを鍛造する。しかしこれは大変むずかしい仕事だった。一流の木地師とはこのカンナの鍛造いかによるもので、カンナづくりができなければ一人前ではないとされた。

木地屋の技術中もっとも重要なのはこのカンナの鍛造であり、カンナ

ガケ(木地ぐり)の仕事などは、一年もみっちりやれば会得(えとく)できた。それで木地屋の作業場にはこのための鍛冶場が設けてある。

木地屋の道具は、カンナ一つである。それもいろいろあって、外道具と内道具がある。

外道具 ビビラ・マルガンナ

内道具 シヤカ・ウチシヤカ・エグリ・ドラツケ

これらカンナ一つでもって、木地をつくるのであるが、もう一つロクロを使う時にカンナを持つ腕を支えるウマというのがある。

ところで木地とはどんなものがあるだろうか、椀、盆などが主としたものであるが、盆などは直径二尺もあるようなものをつくった。しかし何といっても一番むずかしいのは碁石入れであるという。碁を打つ人が盤面をにらみながら碁石を指で押えたまま穴の内側に沿って出せるように作らねば、ほんとうの碁石入れとはいえないとか、また一對に必ず高低があって、低い方が黒石、高い方が白石入れというふうに違えて作るなどの奥義(おくぎ)があるとかである。

木地屋は木地屋仲間で縁組みし、一般民との婚姻はしなかった。特殊の技術を要する職人集団であるところにその理由はあるようだ。

木地屋には年中行事らしいものはない。ただ木地師総本山である君之畑の金龍寺から出している、「木地師元祖、惟喬親王・称号大皇大明神略御縁起」にも記されているように、「正月三日・三月三日・四月九日・五月三日・六月一日・九月七日・十一月九日」の七度の神事を行うことは欠かせぬ大事だったらしいが、多くは早くから廃されてしまい、ただ十一月八日を「フイゴマツリ」として、これを「御繪旨祭」といい、

かなり盛大に祝っていた。この日はふだん交渉のあった人たちを招いて酒食を饗する風習であった。

また木地屋には食習として納豆をつくって保存食とさせることもあるという。

梅が市木地師は君ヶ畑系で、弥三左衛門という者が「文政一三年五月」付で金龍寺からの木地師のものを受領しており、また「弘化二年四月」付の「往來手形」を筒井公文所から受けている。

四 享保の飢饉と久万山

享保一七年(一七三二)の稲作の大被害は前代未聞のもので、伊勢・近江をさかいとして関西全域に及んだ。この夏、畿内・中国・四国・九州方面には数十日にわたる長雨が続いた後が大ひでりとなり、おびただしい蝗(いば)が発生して稲という稲を食いつくし、そのため米の收穫皆無という地方も多く、いわゆる享保の大飢饉となったのである。

英主として聞えた八代將軍吉宗は主な社寺に命じて祈禱を行わせる一方、百方手をつくして貯え米を出させ、被害の甚だしい地方に輸送して飢える民を救うことにとめたが、何しろ広い範囲であるのと、人数が多いために十分に行き届かず、多くの餓死者を出したのであった。この時、西国の餓民二六六万人、死者は、一万二七二人といわれている。幕府はこのことがあってから、貯米をすすめるとともに、南国の薩摩が甘藷を栽培していたため餓死者が少なかったのを見て、青木昆陽に命じ、享保一九年(一七三四)に小石川菜園及び吹上の庭に甘藷を試作させた。そして栽培法を記して、種子を各国に配った。

伊予においては青木昆陽の試作より二年余り前、既に越智大三島の下見吉十郎によって移入され作られていたのである。正徳元年（一七一二）吉十郎は六部行者として回国中、薩摩の国で甘藷の種子を得て、天災飢饉の時の応急食物としてよいことを知り、禁をおかしてひそかに持ち帰って試作し、次第に附近の島々におよぼしたという。そのため享保の大飢饉に今治藩が餓死者を出さなかったのは、その余徳によるといわれている。大三島には今に「いも地藏」として祭られている。

享保の飢饉の被害が最もひどかったのは、実に我が松山藩であった。なかでも松山を中心とする道後平野の災害が甚だしく、今日高井に残る供養塚は当時の惨状を伝えているし、伊予郡筒井村の義農作兵衛が麦種の袋を枕に餓死したという美談も、この時のことである。

この地方では五月二〇日ごろから七月上旬まで雨が降りつづき、中旬になると稲は枯れくさり、そのうえ虫害が加わって、重大事に立ちいたったのである。その模様を当時の記録は次のように記している。

七月朔日、諸郡とも稲虫害これあり候につき道後八幡宮にて御祈禱仰せつけられ、諸郡にておおい存じより祈禱いたし毎夜太鼓かねにて虫送りをなす。

同月九日 水すぎ候につき虫付候ように申触れ、之によって未だ虫付なき稲は干つけ候よう御触れこれあり、

同月一二日 早稲・太糖・晩稲大いたみに付、みのり申さずと見え候分は粟・大根・そば等植え付け百姓勝手に致し候よう相触れらる。

同月一三日 追々稲かれ御領分皆無と相見え、これによって町方など騒動いたし、よろしく生立ちおり候稲も一兩日のうちに残らず枯れくさる模様に聞ゆ、今日より味酒社に於て御祈禱仰せ出ださる。

同日 水野信左衛門宅へ諸郡代官招かれ、このたび虫さし大痛みにつき諸郡改め方申し渡され、同十四日まかり出る。郡奉行も出郷郡々へまかり越す。

同十四日 当年畠へうんかという虫つき勘定奉行木戸仙右衛門勘定中谷孫八東、武へ注進のため、まかり越す。云々。

このため、当然食糧不足、物価高となり人民の困窮がひどく、餓死する者も出て来たのである。

「御先祖由来記」には、

春よりの長雨、田方植付けはよく候へ共、六月以来うんかという虫つき、一面に田方痛み一粒も収穫これなきに付、家中人数扶持に仰せつけられ飢人数多くして死者辻々町々にこれあり其の数はかり難く、町郡方へは救米、麦少々ずつ人別見分の上くださる。米・麦・大豆・小豆ねだん高値になり、米銀札一匁に一合一匁までに相成り、その外右に準じ諸色値上り銀札通用あしく一匁に一〇枚がえの内外にて諸人難儀これあり、また「味酒社日記」には、享保一七年六月中頃より、うんかという虫わき候て郡々村々昼夜大勢寄合候て追い候え共なかなか止み申さず、それより雑穀切二俵につき値段左の通り

米	一六〇匁	白麦	一二五匁
小麦	一二五匁	荒麦	一〇〇匁
大豆	一〇九匁	其の他給物之に準ず	

諸品高値にこれあり、もつとも町方郷中とも二分・三分・五分の穀物は売り申さざる位にて家中二〇日・二一日に人数扶持に仰せつけられ候由、もつとも近国大洲並びに宇和島・今治なども右同様の由、又八月朔日頃、値段一匁に付米二合八匁・白麦四合・荒麦五合・大豆四合・小豆四合・もつとも米は右値段にて町方に一切商売いたさず候て難儀いたし候。もつとも町方へ

は公儀よりその町組々へ家門高にて一人前に八勺ずつ御割渡しこれある位なり。

七月二八日米値段銭札二八〇目、その後三六〇目に相なり麦穀物之に準じ実に前代未聞の価なり。もっとも値段極まると申すことなし。

一月五日社中の者風早より帰宅す。米値段七五〇目その外雜穀物高値、所々餓死人等多くこれあり候由、

また別の記録には、食糧が極度に欠乏したため、村方から食を乞う者が列をなして町へ現れたことを伝えている。

七月一六日 郷方の者共、町方へおいおいおびたゞしく袖乞いにまかり出て、今日などは多人数、袖乞いと申し町家へ押しかけ候に付、町中しとみを打ち奉行手附・郡奉行手附・諸郡月番等召連れ諸郡打まわり、目附・手代・同心など押えにまかり出で、それ故十七日頃より多人数打つれ袖乞の儀相止む、右袖乞は伊予郡の者最も多き由。

八月一日 諸郡難波者多く米不自由につき左の通り売米仰せつけられる。もっとも久米郡は久米村より下方村々へ売拂候よう仰せ出さる。

- 三〇俵 伊予郡 二〇俵 和氣郡
- 二〇俵 浮穴郡 二〇俵 久米郡
- 銀札一匁に五合宛

九月二三日 伊予郡筒井村百姓作兵衛、餓死・餓死者については、享保一七年十一月一九日右の通り、藩主より幕府へ届け出ている。

私在所予州松山先達てお届申上候通り当作毛虫つき皆無に付、飢人日を追いおびたゞしく御座候、随分相救い候様に申し付け候え共大勢の事に御座候故、手当相届き兼ね段々餓死人これあり候、並びに牛馬等も斃れ候につき御届け申上候

十月まで

餓死 人 男 二、二一三人

女 一、二七六

牛馬斃死 馬 三、四八九人

牛 一、六九四匹

メ 三、〇九七匹

右の通り御座候 以上

一月 松平隠岐守

一二月七日に御用米改めとして上使井戸平左衛門が松山に来てい

その結果、一二月一九日付で藩主久松定英は、領分餓死人の数多く裁許行届かずとして老中松平右近將監乗邑より、差控えを命ぜられた。

松山藩の救助にはすこぶる手ぬかりがあり、その上藩士に一人の餓死者もなかったというのは、農民に対して取扱いが酷であるという結論がでたものと思われる。

藩主が差控えを命ぜられたことについて、「却睡草」に次のような見解が記されている

享保一七年秋、西国大飢饉いねに虫つき一向にみならず、松山死者四七八〇余人とぞ記したり。御上お叱り仰せ蒙られ、御差控え、寺社勸業の鐘鼓も首たえ、町人は部を打ち誠にもの哀れを止めしよし家祖母の話されし。かかる死人の多きに土中一人餓死の事も聞かず、如何なる故ぞや、君の御恩沢にあらざるべきや、先祖の功名働きあればこそ知行頂戴いたし、子孫はさまざままで苦勞もせずしてむまくらい、あたたかきたる者多し。

かかる御恩沢をば、むげにおもはば天罰を蒙るべし、我こそ土なりとて治世の富貴にそだち、さむらい顔して日を暮らすは素餐（七きん）（註、その職をつとめずして徒らに官禄を食むこと）の罪おそるべし。

我等この飢饉の話の聞き、知らぬ昔にあわれを催うせり。

衆民何の罪ありて四〇〇〇〇余人死傷に及ぶや、その節の士中如何の功名勤勞ありて、むまにくろうて生き延しや、おもえばおもえばもったいなく恐れ多き事ならずや。

時の執政の遠き慮りなき故に殿様迄へ汚名をかけ奉ること、ひとえに役人の罪なり。

何故平生あまた米穀を貯えおかざるや、たとい今日にも万一左様の変生せば万民のなげき如何ぞや。

ここに飢饉に対処するために、貯米の必要が説かれていることが注目される。そして役人らが今更のように現地を見廻って前後策につくした様子が、享保一八年に入ってからの記録によく表われている。

正月三日から家老久松庄右衛門、奉行稲川八右衛門はじめ諸役人が道前道後の諸郡を巡廻して被害調査をする一方、痛みに応じて救米や衣類を支給している。浮穴郡へは中老遠山権左衛門が出向き、各村々に滞留して日々検分したという。

また年貢御免の処置をとったり、塩・味噌・薪・あらめ等を給し、二月に入っては種籾もよを給し、更に米・麦・大豆等の値段引下げの処置を講じており、江戸で差控え中の藩主は四月一九日に赦免となった。

この享保の飢饉が我が郷土久万山にどのような被害を与え、住民がいかに難渋したかは全く不明であるが、前に述べたような地理的、歴史的条件的の下で糊口をしのいでいたのであるから、天災が起これば、平坦部以上の深刻な食糧不足に見舞われ、餓死者も多かったことと想像される。

宝永から享保の初めにかけて、人口二万人を数えたものが、この飢饉以来減少して一万七〇〇〇人に下ったという乏しい資料が、このことを

物語っている。

畑作皆無となった時の食糧として一般に、山野に自生する「かずね」又は「すみら」というものを掘ったことが古書に見える。その説明を聞くと、

村々在々は、かずねと言って葛の根を山に入りて掘り食いが、これも少なくなれば、すみらというものを掘りてその根を食せり。

この類はその根をくだけ水にさらし、それを団子に作り塩煮して食す。すみらというものは水仙に似たる草なり。その根を多く取り集め鍋に入れ、三日三夜程水をかえ煮て食す。久しく煮ざれば、えぐみありて食し難く、三日程煮れば至極やわらかになり、少し甘味もあるようなれど、その中にえぐみ残れり。

余も食しみるに初め一つはよく、二つめは口中一ぱいになりてのどに下り難く、三つとは食し難きものなり。されど食尽きぬればみな、ようよう之を食して命をつなぐ。哀れなること筆に書きつくすべきにあらず。

(橘南蹊著 西遊記読編)

この文中、かずねというのは極めて掘り難いもので山分では上等の食物とされている。

この根の澱粉をとったものが「くず粉」である。わらびの地下茎から取った澱粉は「わらび粉」といい、また「うばゆり」の球根からは、「かたくり粉」をとる。いずれも良質のものであって、平素は病人食にもするのである。

すみらというのは、彼岸花の球根で一名を「ほぜ」という。

古老の話によると、明治一九年の上浮穴郡の風水害の時は、各村争ってほぜを掘り、少なくなつたという。

ほぜは又昭和一六年に起こった大東亜戦争でも、小学生をはじめ一般の人々も、これを掘って供出したものである。

享保の大飢饉といえども、山分である久万山地方には平坦部に比べて、木の実、草の根など食用になるものは多かつたにちがいない。木の実としては山栗・とちの実・くるみの実・柿など、草の根としては、くず根、ほぜ(まんじゅしゃげ)・山芋などがあげられる。

又動物も平坦部よりは多いのではなかったかと思われる。

古老の話として聞くと、便所のつりこもまで、きざんでいって食べたそうなどということであるから、想像もつかないような惨めさであったことが想像される。

このように享保一七年の松山藩の蝗の害は大きく、死者三四八〇余人、牛馬の死三〇〇〇余頭といわれ、藩主定英は仕置よろしからずとして幕府から謹慎を命ぜられ、翌一八年五月に逝去し、一子定喬が後をついだ。

当時の執政主班は奥平藤左衛門で、下に水野佑左衛門、久松庄右衛門がいた。

享保一八年九月五日、定喬の松山藩は奥平藤左衛門を蝗の害による飢饉の処置不調法の至りという罪名で、役義を召放ち久万山に蟄居を命じ、家老久松庄右衛門以下六名を役義召放ち閉門、一二月に入ってそのうち四名遠島、山内与右衛門については、前藩主定英と弟定章との不和の原因を作ったとの名目で切腹を命じ、国老水野佑左衛門の家老職をも免じたのであった。

久万山へ蟄居を命ぜられた奥平藤左衛門はどこにいたのであろうか、山之内家文書で見ると、次のように記してある。

奥平彈正様山分江蟄居仰付られ、享保一八年九月六日朝西明神村梅木源兵衛方江御出、入野村孫右衛門宅を公儀より御買上げ、同一二月、孫右衛門宅江御移りなられ候。御人数左之通り

奥平彈正様 御四男御年八つ 同馬之助様

御妹子御年七つ おてる様

御局 おさよどの

下女 あし

御家臣 松本米助殿

近習 大村新助殿

同 西村平藏殿

歩行 新田源左衛門殿

ぞうり取 友平

御中間 角助

右人数の内源左衛門・角助・新助・源兵衛宅より松山江御戻しに相成候とあり、後許されて松山に帰住したのである。

この飢饉の経験から松山藩としては、救済の失敗にこりて、災害に対する根本的な対策を立てる必要があったようである。

飢饉後四〇年ばかり後の安永四年(一七七五)の非常御囲糶の制度というのがそれで、今日の久万凶荒予備組合の起源となっているのである。

五 久万山騒動(寛保元年)

久万山は、隔絶された交通不便な土地柄だけに、これを利用した役人によって、特に苛酷な扱いを受けたり、また善政の時もあつたり色々なことが起こって農民生活に明暗の姿が繰り返されたことであらう。

苛酷な悪政の時にもひたすら忍従を余儀なくされたであろうが、限界を越えると、消極的ではあるが反抗を試みたようである。

この頂点になるものが寛保元年（一七四一）の久万山騒動である。

これ以前にも耐え難い支配者の非をなくしようとして進んで領主に訴え出ている記録もある。

ア 佃十成の排斥運動

加藤嘉明治下の久万山は、佃十成の知行所であったが、治郎兵衛十成の庄政はきびしいものであったらしく、寛永三年（一六二六）二月に久万山庄屋どもは、大川村の土居三郎右衛門、日野浦村船草次郎右衛門を代表として加藤嘉明に対し、じぎじきに難波の模様を訴え支配者の更迭を願ひ出ている。その理由は、佃十成が西明神・菅生・畑野川・大川の各村で特に農家を責めて財をなし、松山の屋敷には、毎日人夫を引き寄せ、年貢が特に重いことをあげている。

この代表二名の庄屋には佃十成に対して特に含むところがあつたらしい。それは次のようなことである。

元和元年（一六一五）大坂夏の陣には、加藤嘉明は、豊臣家をばばかり中立の立場をとつたが、徳川氏に対する言いわけに、名代として佃十成を出陣させている。この時、久万山分からは、土居、船草兩人がこの軍に従つた。

十成は長柄川から退く時、大坂勢に追撃されて川に落ち、生命危急となつた。その時土居、船草の兩人は決死の覚悟で追手を鉄砲でうちまくり、又槍を合わせて数名を打ち取り、舟をまわして沈んだ十成を救い、しんがりをつとめて事なきを得たのである。この他にも勲功が多く、十

成も感激して、「帰国の上は必ずこれに報いるであろう」と約束した。ところが戦いも終わり帰陣してからは一向に何の沙汰もない。この違約に対する不満もあつて、この挙に出たものと思われる。

この結果、十成の所領は取上げられたが引きつづき、その子三郎兵衛が知行を相続することになった。そこで土居、船草は、是非他の人をと押し返し嘆願したが家老堀主水・足立新助の両名から、このことを含んでひどい政治を行なうようなことは一切させないという証文をもらつて、ようやく引き下つたのであつた。この事があつて一年の後、加藤嘉明は合津四〇万石に国替えとなり、佃家もともに立退いたので、佃氏の久万山支配は、寛永四年（一六二七）をもって終わったのである。

佃十成は加藤嘉明の老臣で「予陽郡郷俚諺集」によれば、関ヶ原の戦いで嘉明出陣の留守に中国毛利の大軍に急襲され、松前城を守つて勇戦力闘して、これを風車の海に追い、更に毛利軍を援助した和氣郡の一揆を鎮定するなど大功を立てている。また松山城から城下の町割りまで主君を助けて大いに働いた人物であり、慶長五年（一六〇〇）加藤嘉明は久万山六〇〇〇石を与え、寛永四年まで久万山を支配させた。十成は産業を起し、善政を施し、各神社、寺院へ寄進あるいは造営をした。

寛永二年（一六二五）には久万に万徳山法然寺を建立（久万町本町）おそらく規模を大にして再建したものと思われる。

松山市長建寺の万善上人の法弟善貞を迎えて住職としたという。

イ 久万山騒動

寛保元年の久万山騒動は享保一七年の大飢饉後、わずかに九年のことである。久万山が飢饉のために受けた痛手が十分に回復していない時で

あつただけに、一そう反抗心を強めたことであろうと考えられる。

騒動の原因としては、久万山には困窮している村々が多い上に、近來米の値段が高くなり、逆に特産の茶の値段が下がって、銀で納める年貢に非常な困難を生じたことが表面に出ている。

そこで寛保元年三月八日に、下坂すじの八カ村の農民が、あれこれ歎願のため人数をそろえて松山城下に向かったが、途中久米町で代官関助太夫の説論にあい、要領を得ないまま引き返さざるを得なかった。

このことについて、奉行穂坂太郎右衛門はじめ郡奉行諸役人が久万に出張して、いろいろ申し渡すことがあつたが、彼らの念願するような結論も出ず、失望は大きかつた。

こうして七月五日を迎え、まず土佐境の久主村の農民がそろって蜂起し、日野浦村まで押しよせた。下坂の村々は次々とこれに合流し、次第に大洲領内へ逃散の形をとつて来た。藩に訴えても、事態は有利に展開するとは思われない。無益の抗争をするよりは、土地を捨てて大洲領へ逃げ込もうという消極的な一策である。しかし藩としては一つは面目上、二つには貢租は空しくなり、土地は荒廢し、経済的に耐えられぬこととなる。

八日、露峯村に進んだときは下坂の外、北坂、口坂と久万山三坂のごとくが立ち上がった。

一日には薄木村(白杵)に達し、大洲領代官が意見を加えたが聞かず、一三日には内子村に進んだ。

松山藩としては、はじめての経験であり、折柄二六歳の藩侯定喬は江戸よりの帰国の途上にあり、留守を預かる要路役人としては何とか穏や

かにすませたいと思うにつけ、気が気ではない。郡奉行吉岡平右衛門はじめ諸役人は急ぎ後を追ひ、願いの筋は十分聞き届けるから早々に立ちもどるように訓きたすが応じない。奉行久松庄右衛門も証札を示して、どのような願ねんごいであろうとも聞き届けて、約束を果たそうと懇ねんごにさすとすが農民は聞き入れなかつた。

一日には中村谷宮まで進んだ。この時の人数、二八四三人であつたという。

役人もつぎつぎと入りこみ、種々説論につとめたが、一向に耳をかさず、ただ「私どもは大洲の加藤遠江守様にお願ねんごいして、一切をおまかせする考かんがえである。もし加藤様がお引受け下さらねば、何国までも立越してお願ねんごいする覚悟である」との一点張り、ついに大目付片岡七郎左衛門が使者として、家老連判の証札を示し前のように論したが、これにも応じなかつた。

七月一八日に、代官関助太夫は菅生山大宝寺の方丈、斉秀和尚を尋ね、何とぞこの鎮撫をお願ねんごいしたいと申し出た。方丈は、このたびの大事は到底私共の扱いでは納まらぬと考かんがえる旨を述べて固く辞退したが、代官のたつての願ねんごいに、「ともかく理覚坊を遣わして様子を見て去就をきめましよう」と答えた。

理覚坊は急いで逃散のあとを追ひ、当たつてみたが全然うけつけられなかつた。

奉行久松庄右衛門、代官関助太夫は、重ねて大宝寺を訪れ「この上は方丈じきじきに、是非とも御越駕を」と懇願した。

斉秀和尚も再三の依頼に決死の覚悟で調停に乗り出したのである。

一、すべて御領分お仕置方にかかる重い願いのある場合は、三つのうち二つ、一、郡市にかかわる願筋ある場合も右と同様

一、村々だけにかかわる願筋は十カ条のうち五つ

一、出訴の罪は問われることなく、万事拙僧にめんじ許されること

右の通り御決定を願ひ候、されば早々発足し拙僧一命にかけ、国家忠義のため随分働き、召連れ帰山申すべく候、

右の通り御免にても一同納得申さず候わば、拙僧も直に出国と心底決定いたし候、各々様にも大守公へ忠功と思し召し、思い発して唯今決定なきるべく候。

早々 以上

と兩人あてに書き送った。

これに答えて兩人から、右四件についてはいささかの相違もない旨の書面が届いたので、齊秀和尚は、七月二四日大洲領へ向かった。そして中村町において百姓どもに百方説諭の末、八月二日に一同ついに納得、万事和尚に委すこととし二名村を経て久万町に戻り一泊、翌一三日にそれぞれ自村に立ちもどった。

齊秀和尚は直ちに書面をもって松山に事の次第を報じ、百姓ども歎願の筋につき聞き届け申し渡しは、家老水野佶左衛門様みずから御登山なくては一同安堵しないであろうと申し送ったため、上席家老水野佶左衛門を始め奉行久松庄右衛門、目付片岡七郎左衛門、同遠山要、郡奉行吉岡平右衛門、代官関助太夫、元締高橋太二右衛門、手代林嘉平太、同山本勘右衛門の一行が久万町法然寺に出張し、各村代表者に対して申し渡しがあり、三三日に及んだ久万山騒動も鎮まった。

この申し渡しの内容が、どのようなものであったか、それによって齊

秀和尚の四件の構想がどのように生かされていて百姓逃散の意図がどこにあったかも判明するはずであるが、こまかな記録が見えないのが残念である。

ただ本郡に残っている始末書の断簡によって次のようなことが知られる。

一、御上より百姓願いの筋、もつとも仰せ出され、あらまお叶え下され候に付き、水野佶左衛門様より、御免書村々受取り申し候。

一、救米三、〇〇〇俵を久万山中へ下し置かれ、百姓ども有難く頂戴したること。その配分については御高割（半分宗門人高へ半分）とすること。

一、菅生山大宝寺に御褒美として、一五〇石下されたこと。

一、当殿様、江戸より御帰国になり騒動を御聞き遊ばされ、国の仕置きよろしからずとして、家老奥平久兵衛を生名島へ、紙方改奉行穂坂太郎左衛門を二神島へ、物頭脇坂五郎右衛門を大下島へ流罪としたこと。

一、大洲殿様江戸より御帰国、種々お聞き及びの上、久万百姓に対し飯米を渡さざりしことを御立腹になり、家老加藤支蕃遠島となりたること。

この寛保元年の久万山百姓逃散は、有名な松山騒動の中心人物たる奥平久兵衛の失脚の直接原因となっている。

奥平久兵衛の八月一五日、生名島流罪の申し渡し書は、

時節柄不相応の饗応をうけ酒宴興に長じ、その上常に賄賂をとり、ひいきを以て邪知の者の申し分を信じ裁許正道これなく、權威を以て下の痛みをも顧みず候故、下賤の者恨みを生じ、この度久万山騒動の儀も出来し、既に家の大事にも及ぶべき程の儀に相成候改、甚だ以て不忠の至りに候、之によって扶持方とり放ち、遠島申付け候、

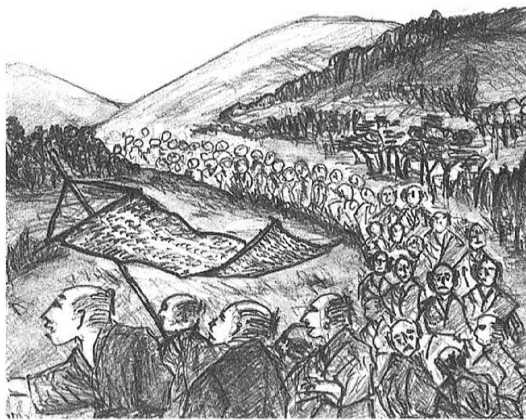
となっている。

六 内ノ子騒動（寛延三年）

これは寛延三年（一七五〇）大洲領浮穴郡・喜多郡の農民一万八〇〇〇人が年貢の過重と村役人に対する反感からいっせいに蜂起したものである。村々の庄屋・富農さては富商を襲撃して乱暴の限りをつくし、ついに内ノ子河原に屯集して一部は大洲城下を目ざして強訴し、一部は宇和島城下に逃散する形勢を示した。大洲藩としては手の施しようもなく、支藩新谷藩の調停によって解決をみたが、ほとんど無条件で農民の申し条を受け入れ、頭取の処分についても寺門の取りなしによって不問に付するといふ、全面的に農民側の勝利に終わった騒動である。

さきにあげた久万山騒動と、九年後に起こった内ノ子騒動は、まず伊予国における江戸時代中期を代表する大規模な一揆と見られる。ともに高率年貢を課する藩庁に対する反抗であるが、久万山騒動は農民の商品生産を藩の収奪から守ろうとする側面をもっており、かつ消極的な逃散の形をとっているのに対して、内ノ子騒動は村役人の非違不正を激しく攻撃し、利害の対立する富農・富商に対しても凶暴性を帯びた実力行使を行った点に相違が見られる。

寛延二年の暮れ、小田郷の農民らは願いの筋があつて代官まで申し出たが取り上げられず、そのため小田郷小田・臼杵から二名・露峰の村々には不穏の空気がただよい、ひそかに廻状をまわして蜂起の気配があつた。かれらは臼杵村氏天神宮に集合して相談し、一揆の成功を祈願して、成功の暁には社殿を建立すると誓い、大綱をもって宮を引き倒して氣勢をあげている。たまたま翌三年正月一六日に小田寺村の清兵衛のと



内ノ子騒動

九二
ころへ廻状がきたところを寺村庄屋栗田吉右衛門におさえられ、清兵衛は監視され、事の次第が飛脚便で大洲城下に注進されようとした。その夜小田郷百姓ら一五〇〇人ばかりが庄屋の宅を襲い、住居をさんざんに打ちこわして清兵衛を奪い返した。これが騒動の発端である。

一七日となると一揆の人数は二〇〇〇人にふえた。周辺の村々へ人数の催促に別動隊を出すいっぽう、臼杵・中田渡の庄屋宅を襲い、家に綱をかけて引き倒そうとしたが、村役人の陳謝で中止した。一八日には喜多郡に入り、北表村（現在五十崎町）の庄屋宅を襲撃し、別動隊は伊予郡中山村（現在中山町）の美濃屋・玉屋を襲撃したが、どちらも陳謝されて一部を破壊しただけで中止した。

一九日には喜多郡五百木村（現在内子町）の富農又吉の居宅へ押し寄せ、家に綱をかけて引き倒し、土蔵を破壊して楮・漆の実などを運んで川に流し、俵物をのこらず井戸に打ち込んで上から大石を重しとし、建具・畳など一枚のこらず切り破り、衣類などは肥しつぽに打ち込み、諸道具類すべてを打ち砕くなどの乱暴を働いた。このようにかれらは各

村の庄屋・富農をめざして襲ったが、なかでも五十崎村庄屋新六の家は綱をかけて引き倒され、酒桶を打ち割って三〇〇石ほどの酒を流し捨てている。同村綿屋源六の家も同様に引き倒され、土蔵にしまっていた衣類・蒲団類・何百束という紙類・しのまきなどを肥しつぽに打ち込まれた。漆の実売買に対する恨みといわれている。

こうして一揆は小田川筋の村々を中心にとまとめ上げて二〇日に内ノ子河原に結集した。総数一万八〇〇〇人といわれ、竹木・むしろ・こも・縄などを内ノ子村から取り集めて村ごと小屋根を掛けて、ほど近い大洲城下に対するデモンストレーションを展開した。かれらに対する飯米・諸費用は内ノ子の五百木屋両家から提供されたが、一日に米九〇石、小遣錢一貫八、九〇〇目を要したといわれる。もちろんかれらの目ざすところは、大洲城下にあったが、一部は宇和島城下へ逃散するという風許もあって宇和島藩をも恐れさせた。ここであつたらは二七日まで宿泊するのである。

こうなつて大洲藩役人のとりなしでは、かえつてかれらを刺激するばかりでおさえきれない。そこで新谷藩が調停の役を買って出た。郡奉行津田八郎左衛門らを内ノ子河原に派遣して、大洲藩に願ひ筋を取り次ぐから願書をとめ上げて差し出すように、と説得鎮撫につとめさせた。百姓たちも話合ひのうえ、この調停に應ずることにして願ひ筋を二九条にまとめ一月二三日に新谷藩あてに提出した。その文面の末尾に、

『右書付の趣、少々にも相違御座候はゞ是非に及ばず他国仕候覚悟に御座候』

とあつて、逃散の決意を明らかにしている。

二九条の願ひの内容は細かく多岐にわたっているが、なかでも年貢が高率であるとして四公六民の定免制にしてほしいこと、水旱損などで不作の場合は実態に即して引き下げることに、小物成こものなりや諸役の負担過重ないし納入方法の不合理を具体的にあげるほか、入会山いりあひやまの問題やこの地方に特異な事がらが多い。また悪庄屋・組頭を差し替えてほしいと具体的に村名・人名をあげ、帯刀その他庄屋の特権を取りあげることなど、村役人に対する不満が数多く記されている。

新谷藩では早速にこの願書を大洲藩に示して折衝を重ね、二六日に内ノ子河原に赴いて回答をかれらに発表した。その中には、二、三の承認されないもの、条件つきで許可するというものもあつた。年貢についても昨年までの定免高とするとあつて四公六民とはなっていない。しかしそのほとんどが聞き届けられ、農民たちのまず完全な勝利となつた。また案ぜられた頭取吟味のことについても、大洲の法華寺、内子の高昌寺願成寺の三任職の取りなしで、いっさい不問に付されて一人の犠牲者も出さずともなし済んだ。

七 霜夜塚と久万の俳人たち

菅生山大宝寺の観音堂へ上る石段の上り口の右側に霜夜塚が建っている。緑泥片岩の自然石で正面に「芭蕉翁」右側面「松山城下紅魚園志山造立」とあり、背面には「葉のむさらでも霜の枕かな」と彫りこまれている。この芭蕉塚は、翁の句が刻まれているので霜夜塚といふのである。芭蕉塚は全国各地に多く、愛媛県内にも二四基あるという。

だが芭蕉没後五〇年以内に建てられたものは県下では二基だけで、そ



芭蕉塚

の一つが菅生山大宝寺の霜夜塚であり、今一つは松山市内太山寺のものであるという。

さてこの霜夜塚は、いつ、だれによって建てられたものであろうか。その由来をさぐってみよう。

向かって左側に「松山城下で紅魚園志山造立」とある所から、志山の発起によって、当時の久万町民が後援して建てられたのは、霜夜塚が建てられた時にできた「霜夜塚」という書物の序文に明らかである。

「寛保三年一〇月二日は芭蕉五〇周忌に当たるから全国到る所で、盛んな追悼の供養が行なわれていることである。自分も俳道に入ってから早三〇年にもなった。さてその身の冥加を思うにつけ、俗の世を棄て俳道に一身を委ねたい気になったので、この日を期して髻を切つて僧形となり、僅か二日に足らぬところでも、祖翁（芭蕉）の真似をして行脚の杖を曳き、菅生山の霊場に来た。そうして東西の見える山の麓に一つの石を造立した。前々からの志で、九草庵を導師としたいと思っていたのに、その人の発句も間に合わなかったから、幸い土地の俳諧の友達を集めて、自分がやむなく、文台の脇に据つて導師となり、五〇回忌の弔いの俳諧を撰して、祖師に捧げた」

とあるので、この碑は、寛保三年一〇月一三日の芭蕉翁五〇回忌に建てられたものであることがわかる。今から二二四年前となる。

志山がなぜ久万の地を選んだのであろうか、その理由はいろいろあるが、当時の大宝寺の方丈は斉秀和尚であったことに大きな原因があるようである。

斉秀和尚は、寛保元年（一七四一）に起こった久万山騒動を鎮めた有名な大和尚であり、また斉秀師は非石という俳人でもあったことである。非石を中心とする俳人たちの集いがあったものであろう。

要するにこの霜夜塚は、松山の俳人志山の発願によって、久万の俳人等の熱意により、大宝寺境内に建てられた芭蕉翁思慕の碑である。時に志山四三歳、非石も同年の四三歳であり、町民の代表とも見るべき寿風（佐伯市長兵衛昭恒）は五九歳の時である。

霜夜塚の位置は今の位置は本来の位置でなくて、今の位置は、昭和七年八月藤井香雨、大宝寺住職今村完道を中心として保存会ができ二七名の有志によって建てられたものである。またこの時裏面の句が薄く消えかかっているので今村完道師によって墨直しがされたのである。

以前にも芭蕉翁百回忌すなわち寛政五年（一七九三）一〇月一二日に小倉志山の孫蘇郎によって行われたことが百斉魚文の句集「俳諧こまさらへ」に誌されているという。

ア 古俳書「霜夜塚」

俳書霜夜塚は、芭蕉塚の霜夜塚が建てられた時、供養が行われ句会が催され、その次第を誌した俳書である。

出版は延享元年（一七四四）京都寺町二条上ル、俳諧書林井筒屋庄兵

衛、同宇兵衛重寛方から出版され、半紙一六枚であり、巻頭には「四国
 遍路四四番札所予州松山領久万山菅生山大宝寺境内」とあって、芭蕉塚
 を中心とした景色を描いた絵が掲げられ、次に志山の自序があり、追善
 興行の連句歌仙、霜夜塚にちなむ諸国人および松山久万の人々の句を到
 着順に八四句誌し、次に志山坊の「久万山逗留之吟」六句が掲げられて、
 最後に、九草庵の手紙がのこっている。

この書は県下でも正風の俳書として最も古いものであるし、交通不便
 な山中からかくも立派な俳書が、しかも早い時代にできたことは、芭蕉
 塚と共に実に驚くべきことである。霜の夜の句を若干ひろってみよう。

- もとよりかえて霜夜の塚供養 志山
- 茶のはなに五十年申う山路哉 志山
- 鳥もわずれず小春囀る 非石
- 客に子はまつ清書を誉られて 得真
- おろもはしめは玉箒也 互中
- いさきよい浜の月待くれつかた 杜川
- 雁も落来てたゞく枝折戸 柳汀
- 売れ残る西瓜は只もすてられず 五友
- 風にへかるゝ閉帳の札 奇白
- 山彦の谷が深うて長たらし 可山
- ろくにぬ火の燧伝しき 吟松
- 付て来た蠅も旅なる草やつれ 遊告
- とちら枕の納戸見て置 寿風
- 御守も貴布禰ときけば冷しく 可山
- 黍の穂先の北に吹るゝ 志山
- 三日月は星にかまはずとうに出て 非石

第四章 藩政時代の久万

- 通りのたゆる肩に白露 得真
- さつはくに薪をけふらす花の奥 五友
- ひとつかなげは窓の雉子 可山
- 永い日をよう降雨につれ出され 可全
- 鼻もてたる此ころの店 吟松
- 二口といや身延様く 志山
- 馬はかかせて去る入相 遊告
- 手拭のはしも氷て角くし 寿風
- 先から先へ結かゝる髪 得真
- 買よせた神酒の旭にはのくくと 可全
- むしろのあと下る色鳥 五友
- もの種の蔓も次第に秋すかれ 遊告
- 後の月とて屏風もち込 吟松
- すえ直す石に男の雇はるる 寿風
- 祠の公事の年を経て済 可全
- 一千時に苦はくり出す朝鳥 互中
- 女の状を頼むいんぎん 寿風
- とこやらにむかし道具のなつかしき 非風
- みやこの有た山のひろく 可山
- 此塚にさく花守の新法師 志山
- しつかにわたる春の曙 非石
- 右

満卷各焼香

八 土州池川・名野川農民逃散と大宝寺

1 池川紙すき一揆

天明七年（一七八七）二月一日、土佐池川郷用居村の農民六〇一名が池川口御番所の上の山をくぐり夜陰に乗じて越境し、東川を経て一九日に菅生山大宝寺へ駆け込むという事件があった。更に森山、北川の農民一〇二名が加わって嘆願書の取次ぎを願い出た。

大宝寺では、これを各坊に分宿させ警備を固め炊出しをして賄った。炊出しも大変であったことであろう。

「馬詰日記」に

「菅生山へ登り居り候御国百姓共へ、右村より遣し候由にて、実は松山侯より、朝一汁一菜の支度、昼焼飯二つづつ、晩粥遣わされ、一日の入目四石余に相成候由也」

とある。

池川農民が伊予へ逃散した理由は、天明五年（一七八五）藩命により平紙の自由販売を禁止し、他国商人入合差留となり専売制となったことに始まる。

元来、土佐の山間地域は、以前から紙の産地であったが、藩はこれを統制して供出させて財源とし、一部に課税をして自由販売をさせていたのであるが、天明五年から自由販売を禁止して、ことごとく問屋に売上げさせることにした。問屋は安値で買い取ったために農民は大いに不利となった。

そのうえ天明の飢饉が重なり生活はますます苦しくなった。この飢饉

もひどい状況であり、「池川年代記」を見ると惨状がわかる。

一、春夏秋冬打続く霖雨に折々乾くと雖も雨露の乾事なし。農人耕すといえども草枯るゝ事なし、春夏仕付けける諸作は雨に焼かれ、草にせられ終に消失して生立つことなし。秋の取入といえども雨に押され、諸作を竿にかけ納屋軒につり渡し、実ありといえども腐り手にかゝるものこれなく、無上の悪政にて諸入秋春となく迷惑すること限りなし。累年悪政にて地中は食物の売買なし。殊に郷国政事改まり諸品残らず御召し上げ、御用紙、御截紙一〇分の一、煎茶、大豆小豆まで一つよりの上口と仰せ付けられ、他国売買御差留め、御問屋達に産物下値に買い取られ、いよゝ悪世にせめられて天命つきたる困窮、人今朝はい起きて金をさげ、妻子は水茶わかしかおれ、食物買って与えんと出ていく向きも悪政にて只一合もあらざれば、廻り廻りて帰って見れば、妻子ともかたづをのんで待ちかねし見目あわれ。錢投げ出し、座敷にまろび泣きければ、妻子もともに泣くばかり、何食う手だてもなかりしと、聞くさえあわれふびん也。

とあるので、当時の惨状がうかがえる。

さて、農民がおかみに対して何を嘆願したのであるうか、それを見ていこう。

乍恐奉願口上覚

一、平紙の儀御趣向を以て、明和五子年池川郡之問屋立ち置かれ、其の節より天明五巳年まで池川問屋ならびに他国商人入合を以て売さばき申すよう、仰付置かれ候所、去々巳年より他国商人御差し留め京屋常助一人に限り買い取り候よう。御差配仰せ付け、売り向き手狭に相成り、値段等も下値に買取り、百姓共迷惑至極に御座候。

以前の通り池川問屋并に他国商人共入合を以て買取候様仰せ付け下さるべく候。

一、御国産方御役人所様中御交代の節、送夫五名村々一同同割合仰付られたく候。

一、他所より入込候、ごぜ、坐頭参り申さざるよう仰付らるべく候。勿論地下よりごぜ、座頭他所へ出し申さず候。

右三条、恐れ多存じ奉り候ども、よろしき様仰せ上げられ候。上げられ候はば御影を以て百姓業相立一統有難存じ奉り候。

御時節柄恐れ入り奉る次第に存じ奉り候へども、近年一同困窮任り、止むを得ず願ひ奉り候。前件申上候通りよろしきよう御詮儀仰せ付けられたく願ひ上げ候。

天明七未年正月廿五日

以上

用居村惣姓名中

右の通り願ひ奉り候間よろしく仰せ上げられ、なし下されたく願ひ奉候以上。

同日

用居村名本 伴右衛門

同 儀三郎

同 村船形村名元 直八

同 松谷村 善藏

同 瓜生野 利右衛門

(惣五人組中)

右之通願ひ出申候間宜しく御聞届仰せ付け下され度存じ奉り候以上。

同日

用居村庄屋 井上亀之助

同村老 辨右衛門

ということである。

土佐藩からかけつけた郡奉行林数馬、松山藩からも登山して来た郡奉

行金子万衛門らが願ひの筋は聞き届けると百万説得したが承知しないだけでなく他領へ立ち退こうとするに至った。そこで大宝寺理覚坊、西光寺の雨師は林数馬にこの解決を無条件に委任するよう承諾させ、一、二カ条からなる嘆願書は、松山藩の手から土佐藩に渡され、ことごとく聞き届けられる事となり、なお帰国後農民を処罰しない赦免の保証を得るため西光寺は高知に至り、常通住職にそのあっせんを求め、常通寺の尊栄師は、藩に交渉して赦免状を得て、国境近くまで迎えに来た。そうして三月二日用居の番所で一同に赦免状を読み聞かせた。

逃散以来三〇余日、降りしきる雨の中で一同は相抱いて喜び泣いたという。

三〇余日大宝寺の各坊で六〇〇余人が過ごしたのであるが、当時としては衣食住が大変なことであつただろうと思われる。だが大宝寺住職、常通寺の尊栄師のあっせんもまた大変なことであつたと思われる。この時の費用については、久万山庄屋連判をもって「一分通り私どもで見させてもらいたい」という陳情書があつて、許可となり、一分庄屋、二分は村々農民が出し、七分通りは御上より下し置かれたということである。

2 名野川農民一揆

池川紙一揆が菅生山へ駈け込んでから五五年、天保一三年(一八四二)七月四日土佐名野川郷民三二九人が逃散して来ている。

天保一三年七月四日郷民は仁淀川沿いに越境し、山を伝い中津から、七鳥、更に進んで七月一五日には菅生山に入った。

このたびは一揆の理由が前の紙一揆とは理由がちがっていた。前回の

寺院の取扱いは、一人の責任者も出さなかったが、これはその後の藩政の支障となったことを理由に、土佐藩は極力寺院扱いを拒否し、松山藩との政治的折衝によることに成功。松山藩は、菅生山に土佐郷民の引渡しを申し入れ、七月二五日松山藩から四五〇人、土佐藩より六〇〇人の役人を出し、大宝寺を包囲し、一人ずつ帳簿と引合わせて、裏門から呼び出して渡し、直ちに腰縄をかけて引き立て、農民は強制的に帰郷させられて事件はおさまったのである。

大宝寺ではこの事について腹におさまらず嘆願書がでている。(岩屋寺所蔵文書)

土佐百姓共御引渡しに付拙僧落意仕り難く嘆願口上書

此度土州吾川郡名野川御百姓共儀よんどころなきわけ柄にて拙山へ罷り越し候に付き申し出の次第方を御書を以て差上置候所、今朝御沙汰に付き、遅滞に及び候はば、御両領御障害に相成るべき段仰せ聞かされ候故よんどころなき儀に付、早速御請申し上げ一同へ其の旨申し渡し候。

然る所此の度土州百姓共当山へ罷越し候所何等の趣意も相立たず引渡に相成、地内に於て縄目相懸け候段誠に以て見るに忍びず、一旦御祈禱所へ罷越候趣意、急度相立ち候様土州へ御懸合申し下され候様願ひ奉り候。

若し又其の儀は相叶い難き筋に御座候はば全く当任の拙僧不徳故の義と恐れ入り奉り候間、速やかに退職仰せ付け下され度願ひ奉り候。

右両様の内急速に御沙汰成し下され候らば有難き仕合せに存じ奉り候。

以上

天保一三年七月二五日

大宝寺

杉山平之丞殿

九 幕末における久万山

江戸時代も幕末を迎えると、幕府の威令も次第に衰えてきて、封建社会は崩壊の経路をたどっていった。こうした国の動きが久万山の住民の生活にどのようにひびいていったものであろうか。久万山は、土地がらとして、三坂の峠にさえぎられ交通不便で、中央と隔絶された地域であって、教育も寺子屋があったとはいえず、じゅうぶんであったとはいえない。したがって考え方も保守的で純朴な気風であったと考えられる。

西明神村庄屋であった梅木源兵衛は、弘化(一八四七)九月から明治五年庄屋廃止になるまで二五年間、久万会所詰庄屋として勤めた。

源兵衛が会所詰になったころは、嘉永六年(一八五三)黒船来航があり、国内は動揺した時であった。「諸郡庄屋共火炮修行仰付」があつて、源兵衛も松平左吉の門に入門して火炮の修行を志し、剣術修行のため山本左織の門に入り、主だったもの二一名とともに、率先馬術の練習もしたという。

安政六年(一八五九)七月には藩命により人造硝石掛となり、家伝の秘法による硝石の製造の実験研究、家の床の下の土からとる硝石の製造に努力し、明治初年までつづけた。

元治元年(一八六四)ごろになると尊王攘夷、討幕と互いにしのぎをけずって国論沸騰し、久万山の山村の住民もようやく動揺するようになった。そのためこの時局を理解し、よる所を明らかにするため、篤学の士を迎えたいと考え、御目付岡宮小左衛門にそのあつせんを頼み、慶応四年(一八六八)に齋院敬和を久万山に迎えた。これは久万山の寺子屋教育

が社会教育に発展した特記すべきことであった。

慶応四年（一八六八）には、鳥羽伏見の戦いがあり、親藩である松山藩は朝敵となり、土佐藩の松山進駐となった。土佐藩兵の第一陣は池川から国境東川村（現美川村）へ進駐して来た。当面の交渉は東川村の大庄屋梅木伝内があたった。その他の郡内での炊出しや宿泊等の応接、接待の計画、指揮は、ほとんど会所詰庄屋である梅木源兵衛があたった。二月には、久万山庄屋共惣百姓共連名で土州様御役所宛歎願書を出している。

誠に乍恐奉願上候

此度以御沙汰御軍勢御縁込に相成恐入奉存候。然るに御慈憐之義被為仰出難有一統産業相営可申義に御座候得共、御領地御差上御開城罷成候段下々之者共悲嘆之至奉存候。誠に式百余年難申辰御恩沢相蒙厚御仁恵を以下々迄無難罷在候折柄係る御場合に相至重々恐入奉候何卒一統苦心罷在候段被為思召何分御慈悲を以御前体被仰出下々迄も安座仕候様被成下度下奉願恐一同奉願候恐惶謹言

慶応四年二月

久万山庄屋共惣百姓共

土州様御役所

当時の社会情勢が分かる。こうして郡民は土州藩の松山藩進駐を目前に見、諸制度の改革が急速にすすめられ、流言が乱れとぶ動揺期に、松山藩主が藩知事に任命されて一時治まったように見えたが機構の改革で藩主はその職を免ぜられ一家をあげて東京へうつることになった。そのことを知った郡民は二〇〇余年の恩顧を受けた藩主引留めの運動を起こし、その頂点が明治四年八月の久万山騒動へと発展するのである。